

# 第2期宇部市 子どもの貧困対策推進計画

令和4年度～令和6年度

すべての子どもと親の幸せを守る  
～あきらめない子どもの貧困～



令和4年3月  
宇部市



# はじめに

厚生労働省の最新の国民生活基礎調査によると、いわゆる「子どもの貧困率」は 13.5%となっています。この「貧困」は、生活水準が毎日の衣食住に事欠くレベルの「絶対的貧困」ではなく、生活はできるものの経済的に苦しい状態である「相対的貧困」を指します。

相対的貧困にある子どもたちは、医療や学習、進学のお機が与えられないため、子ども時代の格差が将来的な経済的格差につながり、次の世代もまた同じ状況に陥るといふ、まさに負のスパイラルが生じることとなります。

そのため、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困の状況にある子どもの環境を整備し、生活、教育、就労等を総合的に支援することは、喫緊の課題となっています。

この課題を解決するため、国においては、これまでの取組を更に強化し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、令和元年 11 月、「子供の貧困対策に関する大綱」を改定し、山口県もこれを踏まえて、新たな「山口県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。本市においても、平成 29 年策定の「宇部市子どもの貧困対策体制整備計画」に基づき、実施した事業の検証やアンケート調査を行い、今後、より実効性のある対策を講じるため、新たな計画を策定いたしました。

本市は、令和 3 年 11 月 1 日に市制施行 100 周年を迎え、次の 100 年に向け、新たなスタートを切りました。今後の 100 年を支えるのは、まさに今の子どもたちであり、将来生まれてくる子どもたちです。子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず豊かな感性や想像力を伸ばし、夢に向かってチャレンジできる社会の構築が必要です。

このため、100 年前の本市の理念「共存同栄・協同一致」の精神を未来につなぎ、「共創」により「すべての子どもと親の幸せを守る」ため、市民・関係団体・関係機関等と積極的に連携し、本市の子どもの貧困対策を進めてまいります。子どもの相対的貧困は、絶対的貧困に比べ、見えにくいという特徴があります。そのためにも様々な方向からのアプローチが大切と考えておりますので、一人でも多くの子どもたちに支援が届くよう、皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、アンケート調査や聞き取り調査にご協力いただいた皆様、宇部市子ども・子育て審議会、宇部市こども支援ネットワーク協議会をはじめとした関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

宇部市長 篠崎 圭二





# 目 次

<b>第 1 章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間と対象.....	3
4 策定体制.....	3
<b>第 2 章 宇部市の現状及び課題</b> .....	<b>5</b>
1 統計データからみた現状.....	5
2 アンケート調査の対象.....	21
3 子どもの生活困難度の定義.....	22
4 アンケート調査等からみた現状.....	23
5 ヒアリング調査結果.....	40
6 課題のまとめ.....	43
<b>第 3 章 計画の基本理念と基本目標</b> .....	<b>45</b>
1 基本理念.....	45
2 基本目標.....	46
3 計画の体系.....	48
<b>第 4 章 重点施策</b> .....	<b>50</b>
1 学習支援.....	50
2 子どもの居場所づくり.....	50
3 養育費確保への支援.....	51
4 ヤングケアラーへの支援.....	51
<b>第 5 章 基本施策</b> .....	<b>52</b>
基本目標 1 子どもが社会で「生きる力」を身につける学びづくり.....	52
基本目標 2 子どもが安心できる居場所づくり.....	52
基本目標 3 子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり.....	55
基本目標 4 支援が必要な子供をつなぐ仕組みづくり.....	64

<b>第 6 章</b>	<b>新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた子どもの貧困対策</b>	<b>68</b>
1	教育の支援・子どもの居場所づくり	68
2	生活の安定に資するための支援	68
3	保護者に対する経済的支援と職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	69
4	困難を抱える子どもへの支援	69
<b>第 7 章</b>	<b>計画の推進</b>	<b>70</b>
1	数値目標の設定	70
2	計画の進行管理	71
<b>第 8 章</b>	<b>施策関連事業</b>	<b>72</b>
1	施策関連事業	72
2	SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係	90
3	関連事業と SDGs との関連表	93
<b>資料編</b>		<b>99</b>
1	策定経過	99
2	宇部市こども支援ネットワーク協議会子どもの貧困対策検討部会設置規程	100
3	宇部市こども支援ネットワーク協議会委員名簿（貧困部会）	102

## 第1章

## 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国民生活基礎調査によると、平成30年の子どもの貧困率は13.5%と平成27年の13.9%に比べて減少しているものの、子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあります。また、平成30年度のひとり親世帯の子どもの貧困率は48.1%と、平成27年度の50.8%に比べ改善していますが、依然として約半数が経済的に困窮しています。

また、子どものいる世帯のうち、ひとり親の世帯の割合は上昇傾向にある中で、平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあります。

家庭の経済状況等によって、子どもや若者の将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まることのないように、教育、生活、親の就労などに対して、様々な方面からの支援が求められています。

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を講じるため、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定するとともに、同法を踏まえ、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、子どもの貧困対策の推進に加え、子どもの貧困の解消に資することを目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり子どもの権利を尊重すること、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ることなどが明記されました。また、都道府県のみならず、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定を努力義務と課しています。さらに、同法により子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方の下、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

これにより、地方自治体は子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指し、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、子どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消を喫緊の課題として、更に強力に取り組んでいくことが必要となりました。

山口県においては、平成27年7月に、「山口県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、令和3年3月にはすべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針として、新たな「山口県子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

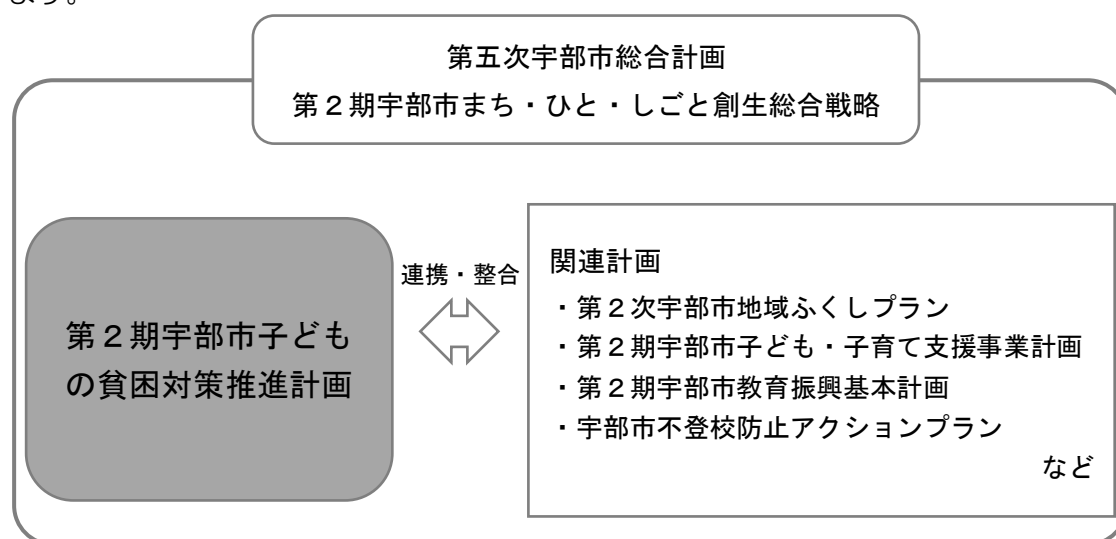
本市においても、すべての子どもが夢を描きながら健やかに暮らせる社会づくり、環境づくりを進めるため、平成29年12月に「宇部市子どもの貧困対策体制整備計画」（以下「前計画」という。）を策定し、子育て・教育・保健・福祉・雇用など幅広い分野で市民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、協働により支援が行える体制を整備し、本市の子どもの貧困対策を進めてきました。

そのような中、令和2年に入ってから、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、国内においても新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を発令するなど、これまでの生活が大きく変化しました。働き方の変更や収入減少などの影響があった子育て家庭も多く、今後も厳しい状況が続くことが懸念されます。

これらの状況を勘案し、すべての子どもが、家庭の環境や経済的な状況によらず、等しく健やかに成長し、夢や希望をもって将来を歩んでいけるよう、前計画における取組を継承しつつ「第2期宇部市子どもの貧困対策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、第五次宇部市総合計画、第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略を上位計画として、第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画、第2期宇部市教育振興基本計画など子どもの貧困対策に関連する各分野の個別計画との連携・整合を図ります。





### 3 計画の期間と対象

本計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。また、法律・大綱の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

本計画の対象は、原則として妊娠期から18歳までのすべての子どもとその世帯とします。

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宇部市 子どもの貧困対策体制整備計画					第2期宇部市子どもの貧困対策推進計画		
				見直し			

### 4 策定体制

#### (1) こども支援ネットワーク協議会貧困部会

本計画を策定するために、宇部市こども支援ネットワーク協議会の中に計画内容を審議する「貧困部会」を設置し、本市における現状や計画、方針等について議論・検討を行い、計画内容についての意見をいただきました。

#### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、本市における子どもの貧困の実態、貧困世帯と非貧困世帯の比較等を包括的に把握し、今後の施策の方向性を検討するために、子どものいる世帯の生活実態に関する情報を収集することを目的とし、アンケート調査を実施しました。

#### (3) ヒアリング調査の実施

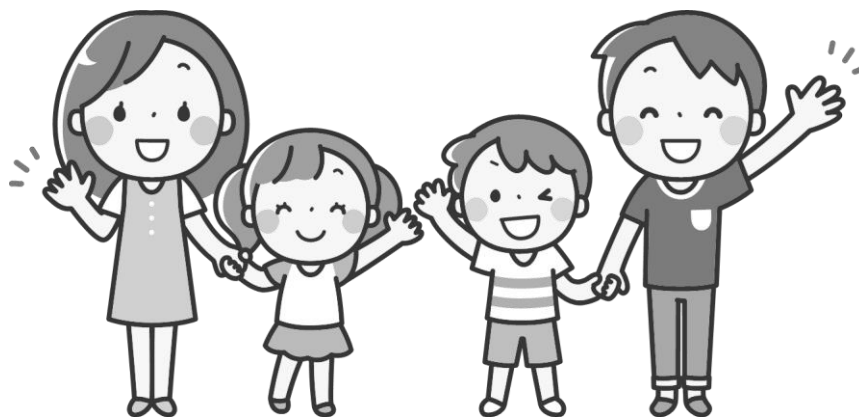
本計画の策定にあたり、数字には表れにくい、子どもの家庭の状況、必要な支援について把握するために、学校の教員や子ども・若者支援にかかわるNPO法人、地域の方等へのヒアリング調査を実施しました。

#### (4) パブリックコメントの実施

アンケートやヒアリング等の結果を踏まえ、広く市民から本計画（素案）に対する意見を求めるため、令和4年1月7日（金）から1月31日（月）まで、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

#### (5) 計画の検証

計画の各施策・事業等について、庁内の担当課を通じて施策・事業の確認、取りまとめを行い、計画に反映しました。



## 第2章

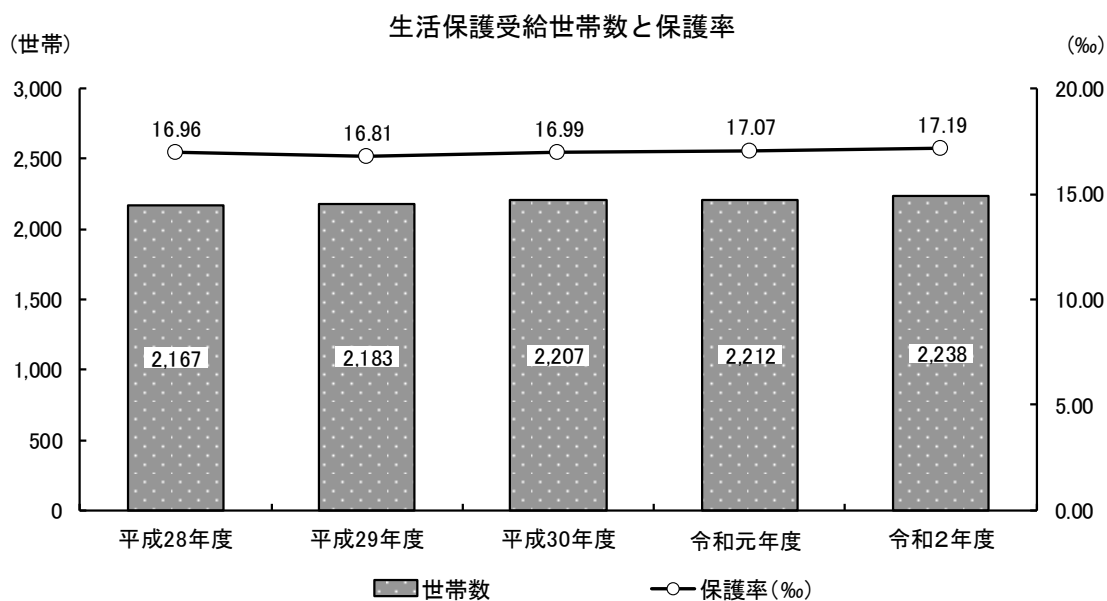
## 宇部市の現状及び課題

## 1 統計データからみた現状

## (1) 生活保護受給世帯の状況

## ① 生活保護受給世帯

本市の生活保護受給世帯の推移をみると、平成28年度以降増加しており、令和2年度で2,238世帯となっています。また、保護率は平成28年度から平成29年度にかけて低下したものの、その後増加しており、令和2年度で17.19%となっています。

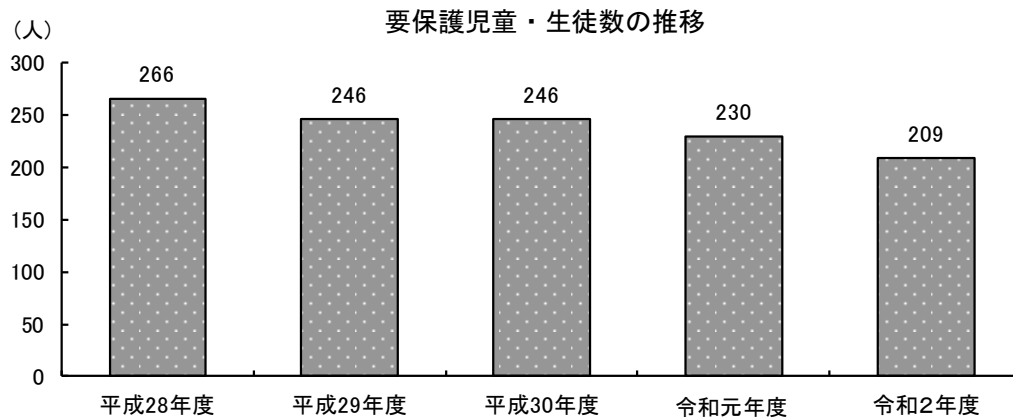


資料：生活支援課

※ % = 1,000人あたりの割合

## ② 生活保護受給世帯の児童・生徒数

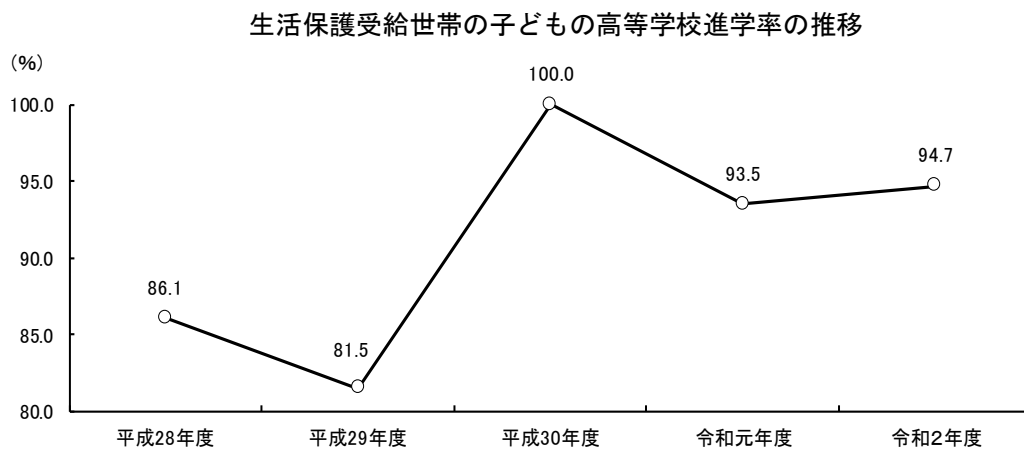
生活保護受給世帯の児童・生徒数の推移をみると、平成28年度以降減少傾向にあり、令和2年度で209人となっています。



資料：生活支援課

## ③ 生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率

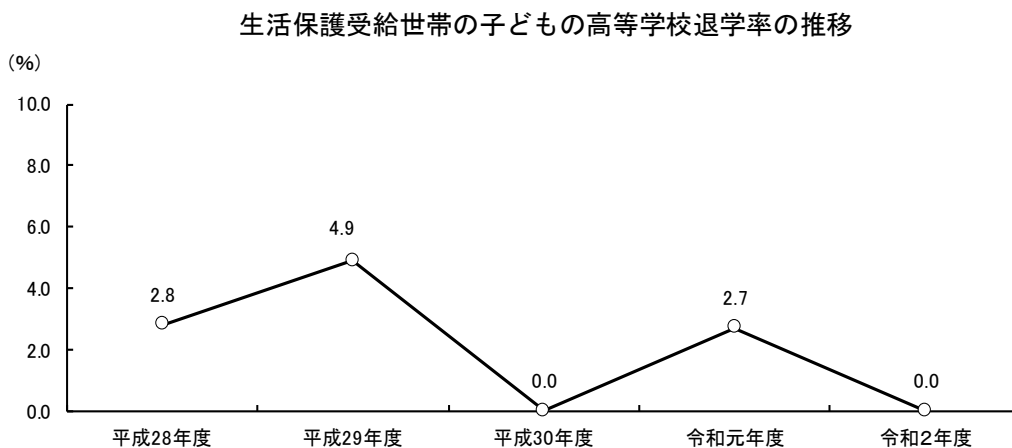
生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率の推移をみると、平成30年度に100%となりましたが、以降は90%台で推移しています。



資料：生活支援課

④ 生活保護受給世帯の子どもの高等学校退学率

生活保護受給世帯の子どもの高等学校退学率の推移をみると、平成28年度から5%未満で推移しており、平成30年度、令和2年度は0%となっています。

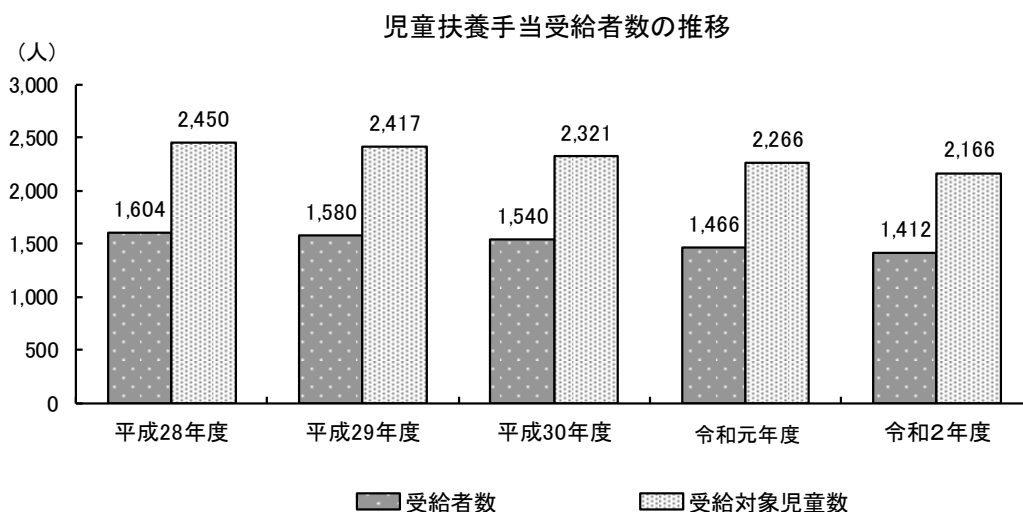


資料：生活支援課

(2) 児童扶養手当受給者数の状況

① 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数と受給対象児童数の推移をみると、平成28年度以降ともに減少しています。

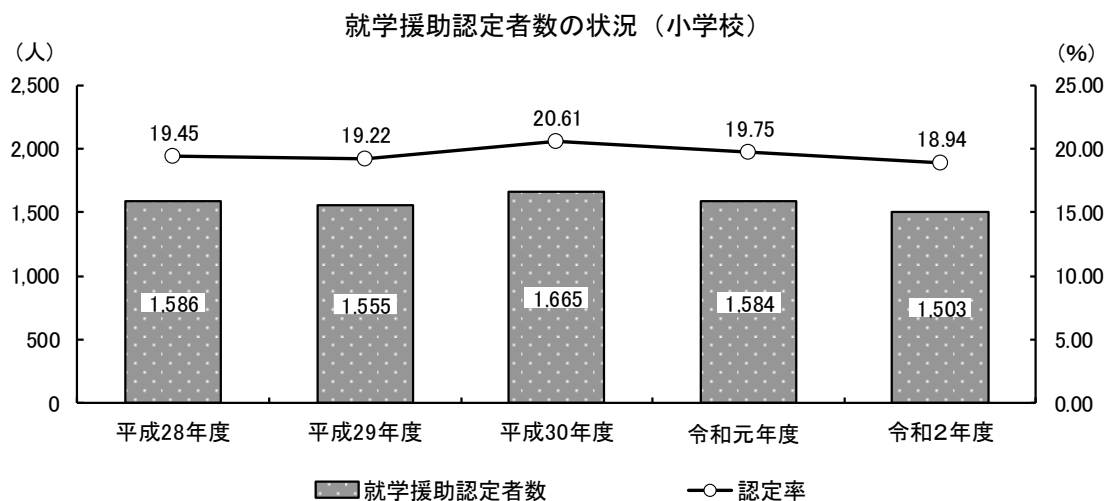


資料：子育て支援課

### (3) 就学援助認定者数の状況（小学校・中学校）

#### ① 小学校

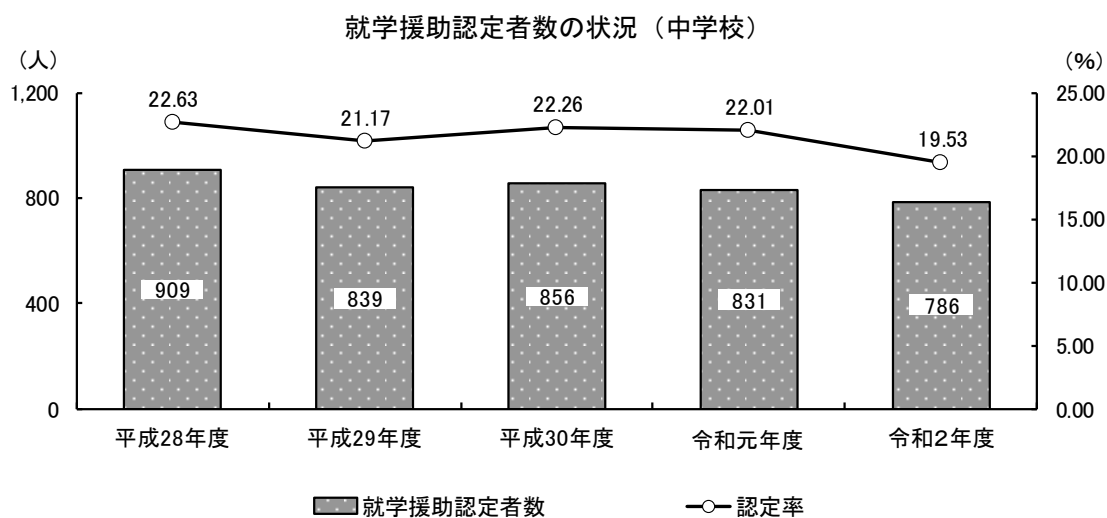
本市の小学校の就学援助認定者数の推移をみると、平成30年度以降減少しており、令和2年度で就学援助認定者数が1,503人、認定率が18.94%となっています。



資料：教育委員会 総務課

#### ② 中学校

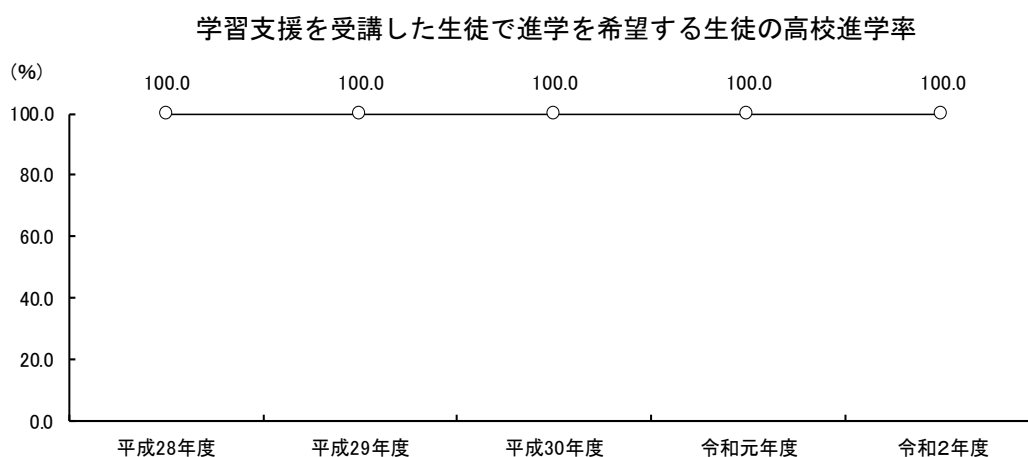
本市の中学校の就学援助認定者数の推移をみると、増減を繰り返し、令和2年度では、就学援助認定者数が786人、認定率が19.53%となっています。



資料：教育委員会 総務課

### ③ 学習支援を受講した生徒で進学を希望する生徒の高等学校進学率

本市の生活保護受給世帯、就学援助受給世帯の中学生のうち、希望者に対して行っている学習支援を受講した生徒の高等学校進学率は、平成28年度以降、100%を継続しています。

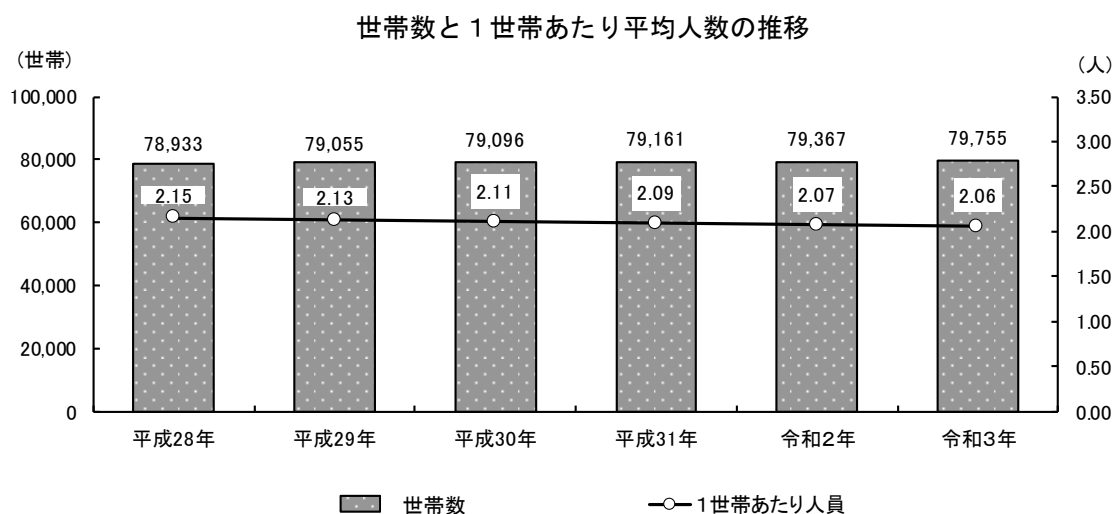


資料：こども・若者応援課

## (4) 世帯の状況

### ① 世帯数と1世帯あたり平均人数の推移

本市の世帯数の推移をみると、微増しており、令和3年で79,755世帯となっていますが、1世帯あたりの平均人数は、微減し2.06人となっています。



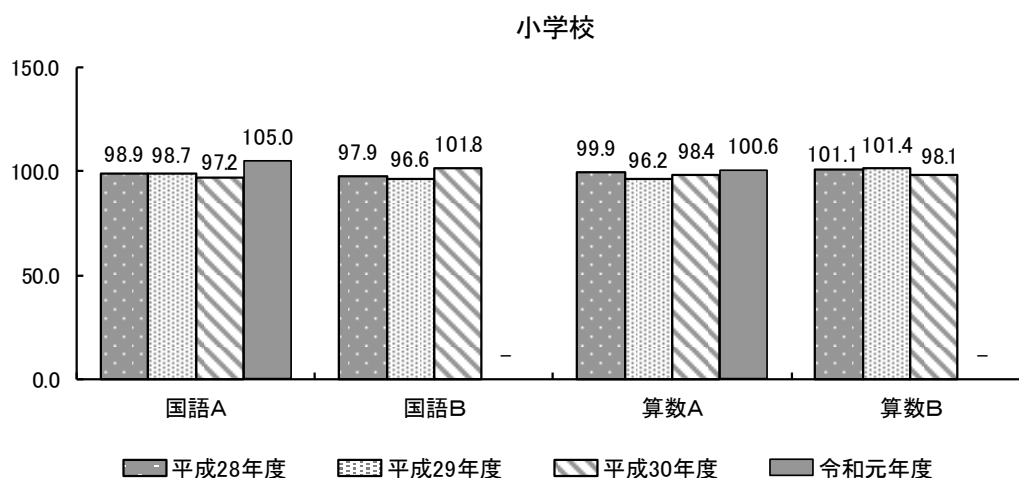
資料：市民課（各年1月1日現在）

## (5) 教育分野の状況

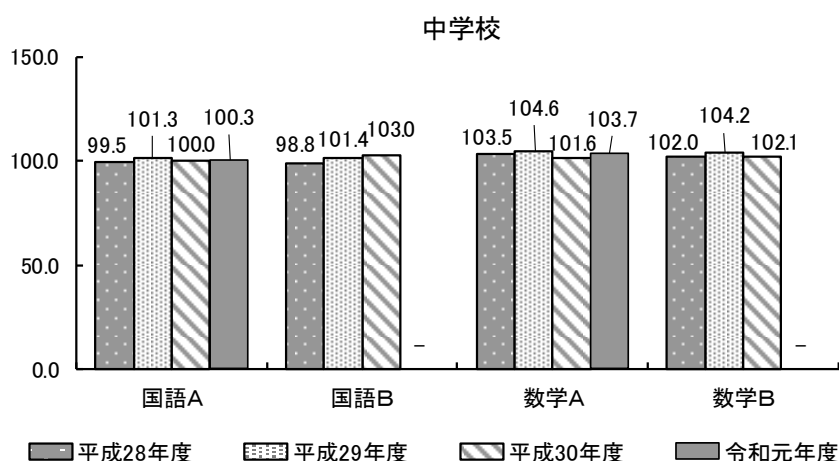
### ① 全国学力・学習状況調査結果（小学校・中学校）

本市の小学校の全国学力・学習状況調査結果をみると、令和元年度の国語A、平成29年度の算数Bの結果が、平成28年度からの4年間で最も成績が良く、全国よりも高い値となっています。

一方、中学校の全国学力・学習状況調査結果をみると、数学A、数学Bの成績が、どの年も全国よりも高い値となっています。



資料：教育委員会 学校教育課



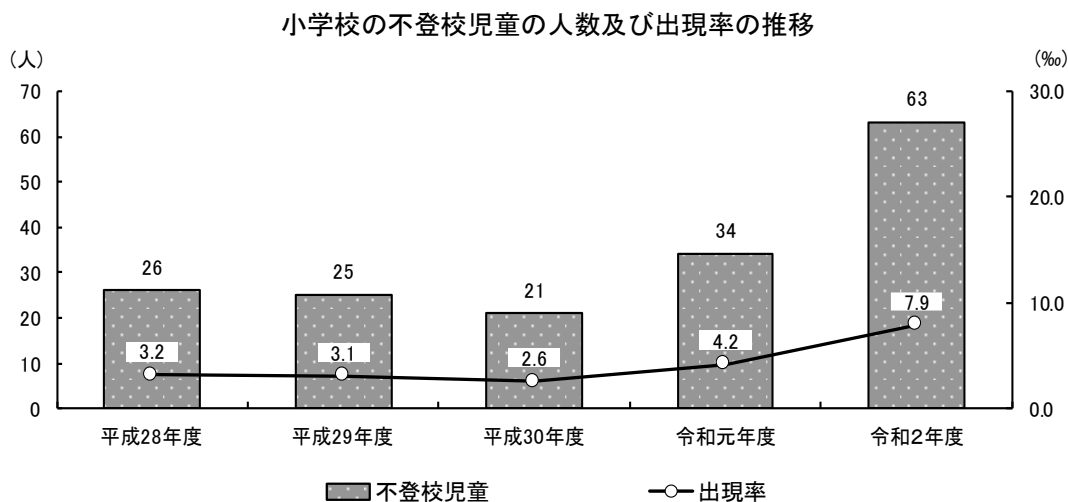
資料：教育委員会 学校教育課

※全国を100とした場合における、宇部市の数値を記載  
 ※令和2年度は実施なし（令和3年度は実施）  
 ※「A・B」の区分については、平成30年が最終年（令和元年以降は「国語」「算数」「数学」）



② 市内小学校の不登校児童の人数及び出現率

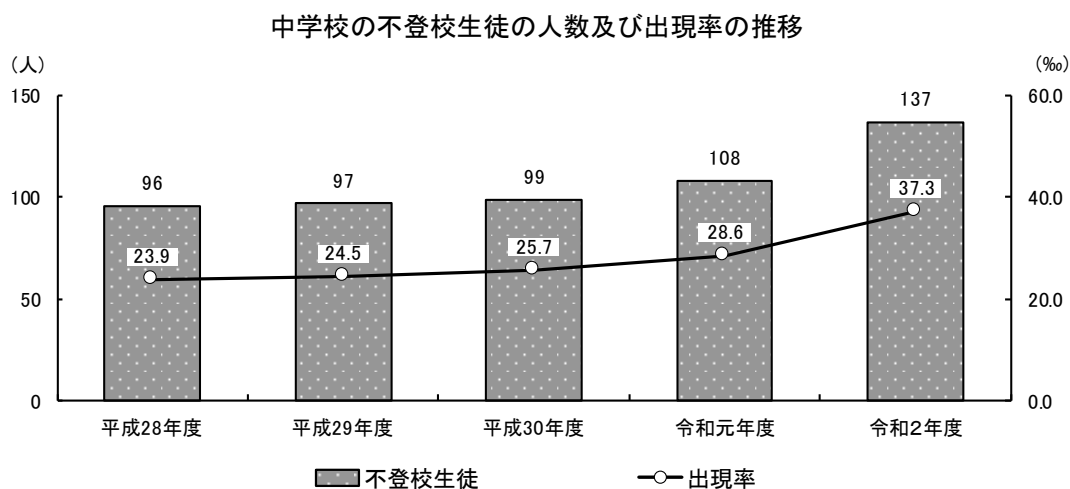
小学校の不登校児童数の推移をみると、平成30年度以降増加しており、令和2年度で63人となっています。不登校児童の出現率についても、平成30年度以降増加し、令和2年度で7.9%となっています。



資料：教育委員会 教育支援課  
 ※出現率=1,000人あたりの不登校児童数

③ 市内中学校の不登校生徒の人数及び出現率

中学校の不登校生徒数の推移をみると、過去5年間で令和2年度が最も多く、137人となっています。不登校生徒の出現率をみると、近年増加しており、令和2年度で37.3%となっています。

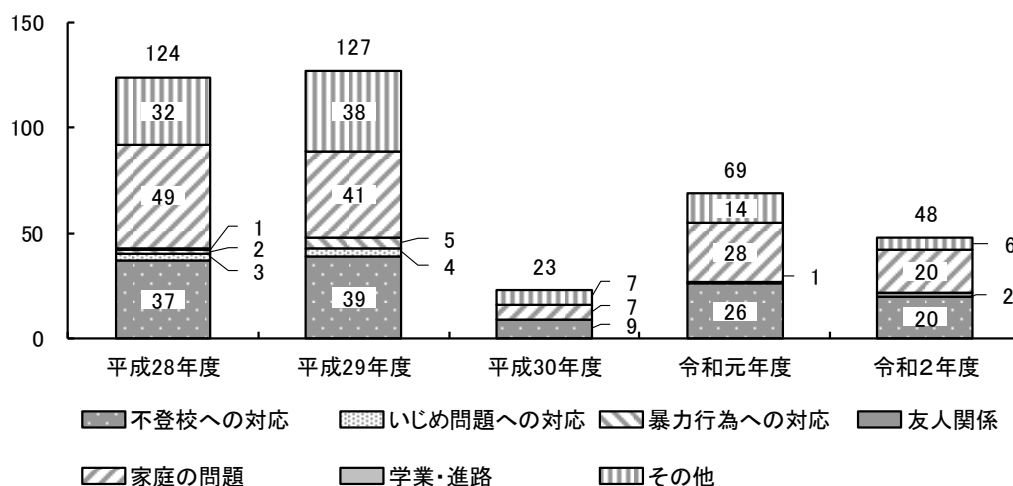


資料：教育委員会 教育支援課  
 ※出現率=1,000人あたりの不登校生徒数

#### ④ スクールソーシャルワーカーが継続して支援する児童生徒の抱える問題件数

スクールソーシャルワーカーが継続して支援する児童生徒の抱える問題についてみると、どの年も「家庭の問題」や「不登校への対応」が多くみられます。

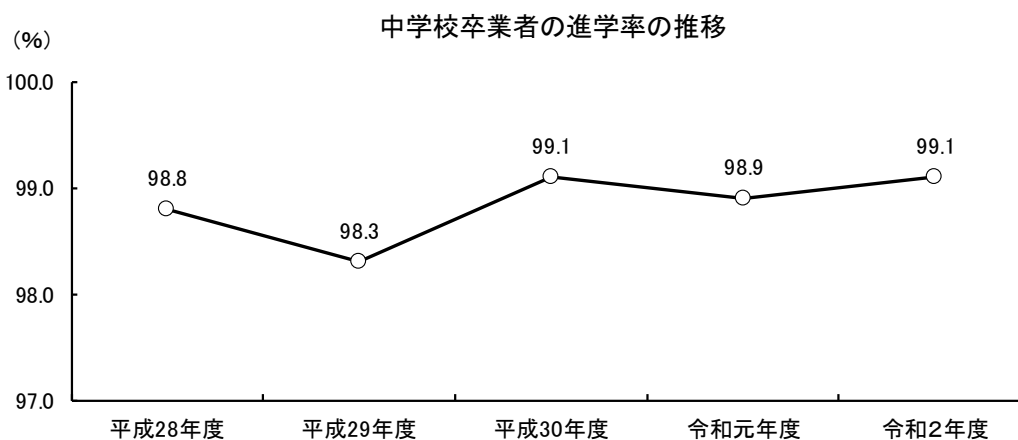
スクールソーシャルワーカーが継続して支援する児童生徒の抱える問題件数の推移 (件)



資料：教育委員会 教育支援課

#### ⑤ 中学校卒業者の進学率

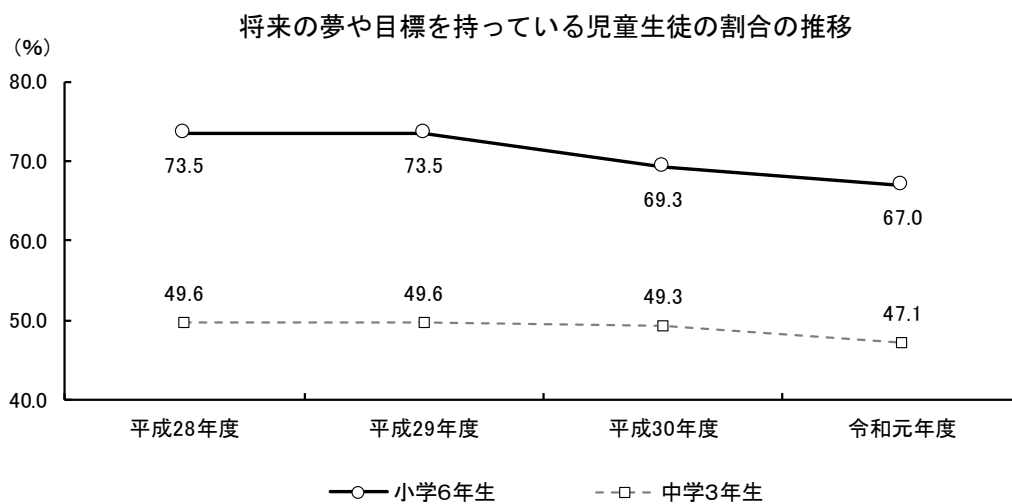
過去5年間の中学校卒業者の進学率をみると、増減を繰り返し、令和2年度では99.1%となっています。



資料：教育委員会 学校教育課

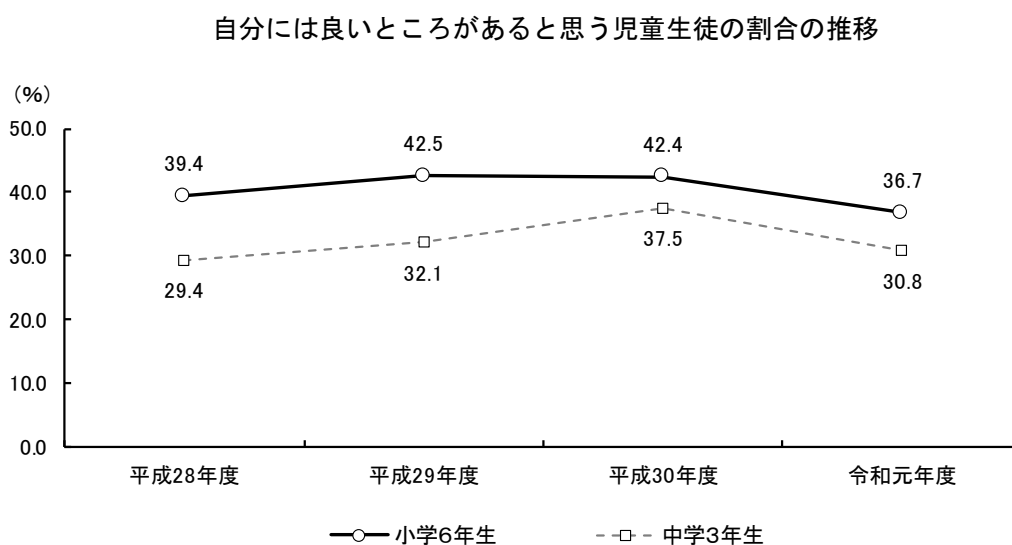
## ⑥ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合

将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合をみると、令和元年度に小学6年生は67%、中学3年生は47.1%となっています。



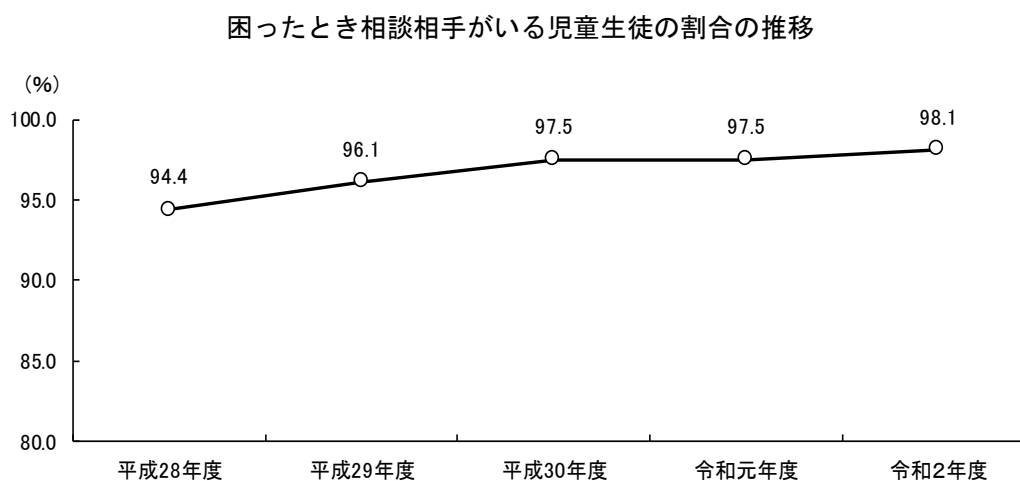
## ⑦ 自分には良いところがあると思う児童生徒の割合

自分には良いところがあると思う児童生徒の割合をみると、令和元年度に小学6年生は36.7%、中学3年生は30.8%となっています。



### ⑧ 困ったとき相談相手がいる児童生徒の割合

困ったとき相談相手がいる児童生徒の割合をみると、増加傾向にあり、令和2年度には98.1%となっています。

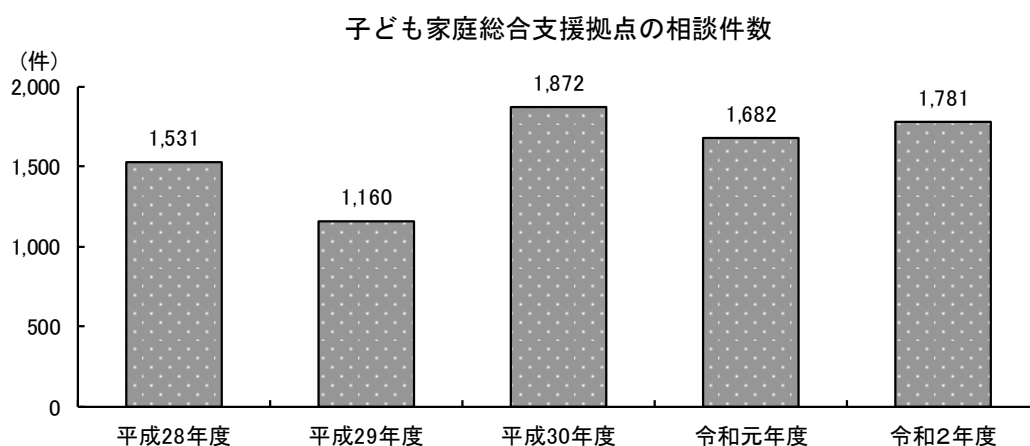


資料：教育委員会 教育支援課

## (6) 生活支援の状況

### ① 子ども家庭総合支援拠点の相談件数

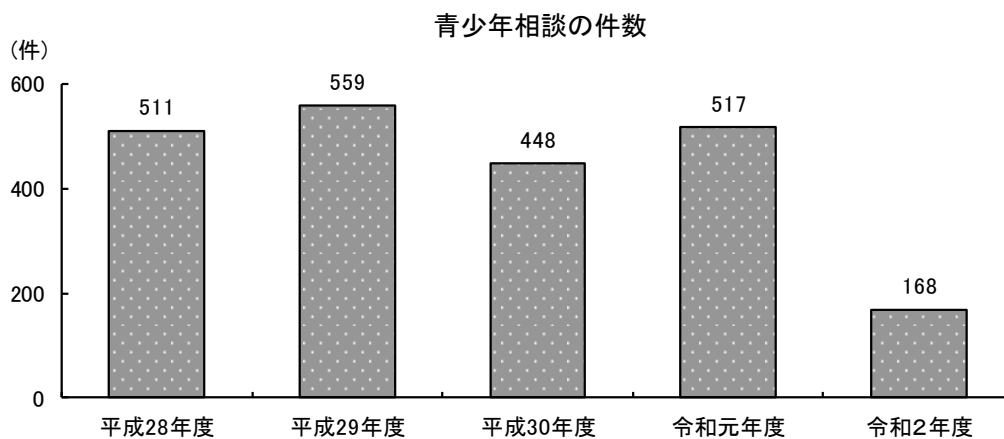
子ども家庭総合支援拠点の相談件数の推移をみると、ここ数年では平成30年度の1,872件をピークに、令和2年度では1,781件となっています。



資料：こども・若者応援課

## ② 青少年相談の件数

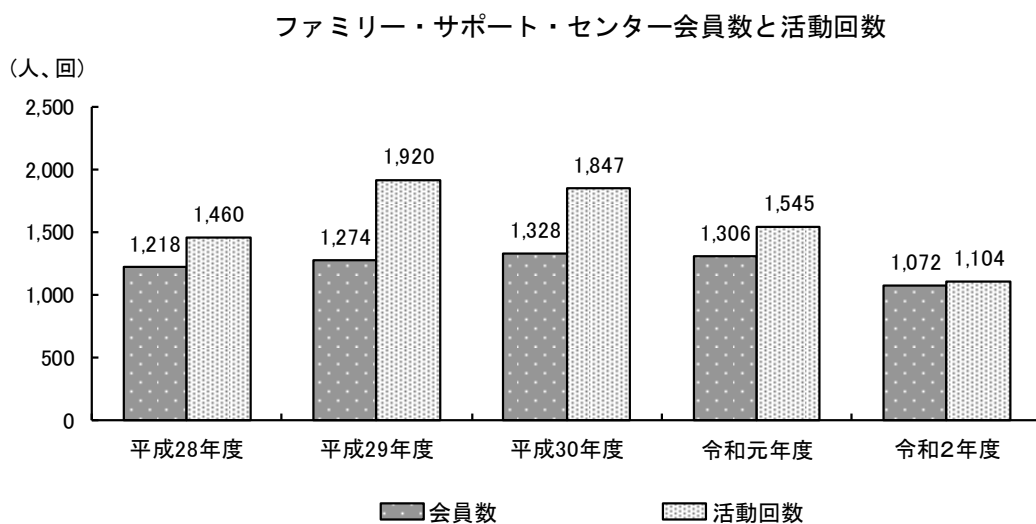
青少年相談の件数の推移をみると、平成28年度から令和元年度までは、増減を繰り返していましたが、令和2年度では大きく減少し、168件となっています。



資料：こども・若者応援課

## ③ ファミリー・サポート・センター会員数と活動回数

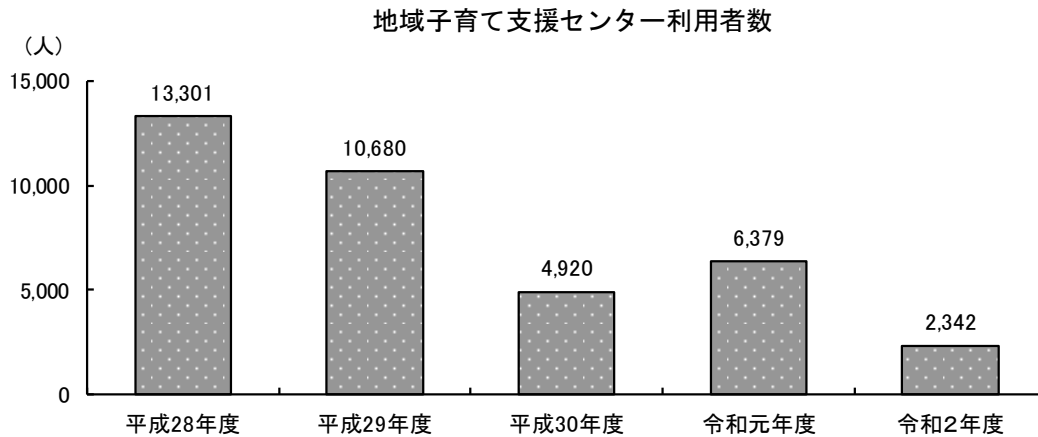
ファミリー・サポート・センター会員数と活動回数の推移をみると、令和2年度ではコロナ禍の影響もあり、会員数1,072人、活動回数1,104回となっており、過去5年間で最も少なくなっています。



資料：こども・若者応援課

#### ④ 子育て支援センター利用者数

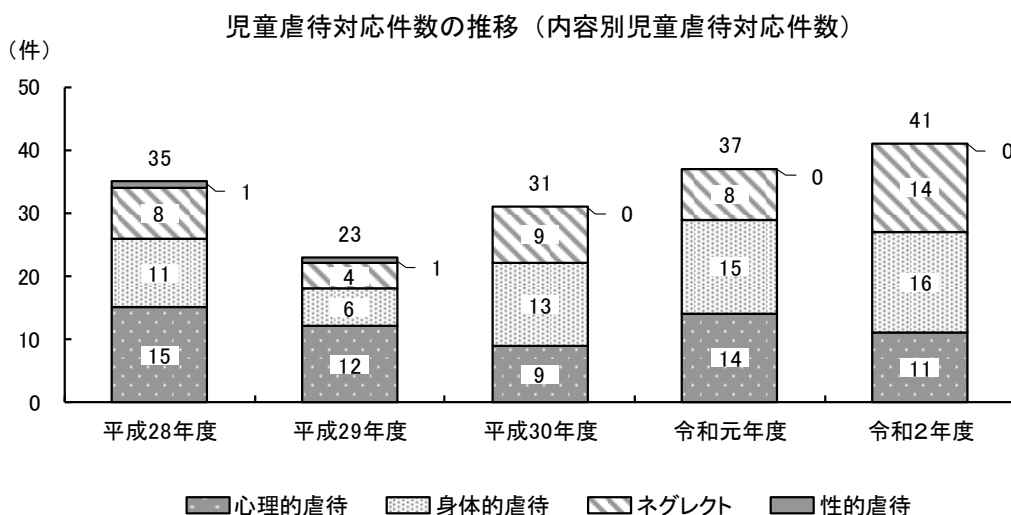
子育て支援センター利用者数の推移をみると、減少傾向にあります。令和2年度ではコロナ禍の影響もあり、2,342人と大幅に減少しています。



資料：こども・若者応援課

#### ⑤ 児童虐待対応件数の推移（内容別児童虐待対応件数）

家庭児童相談所の児童虐待対応件数の推移をみると、平成28年度から平成29年度では「心理的虐待」が最も多く、平成30年度から令和2年度では「身体的虐待」が最も多くなっています。

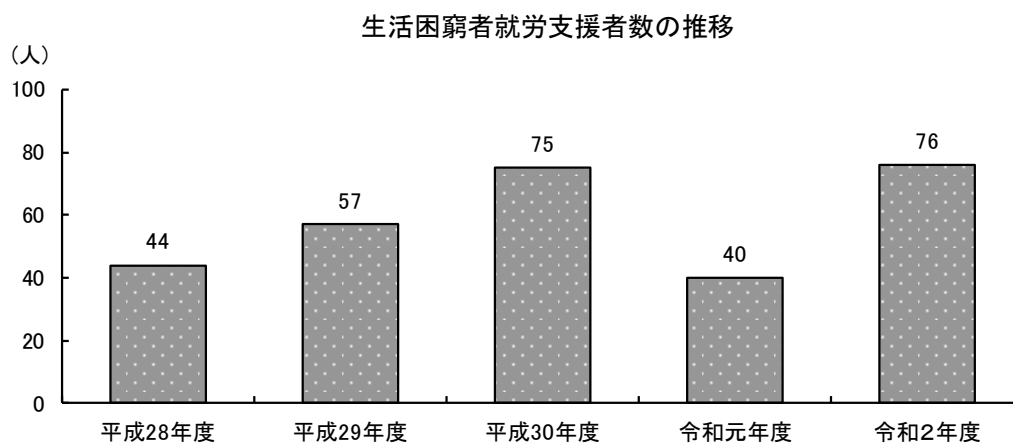


資料：こども・若者応援課

## (7) 就労関連の状況

## ① 生活困窮者就労支援者数

生活困窮者就労支援者数の推移をみると、令和2年度では76人となっており、平成28年度からの5年間で最高となっています。

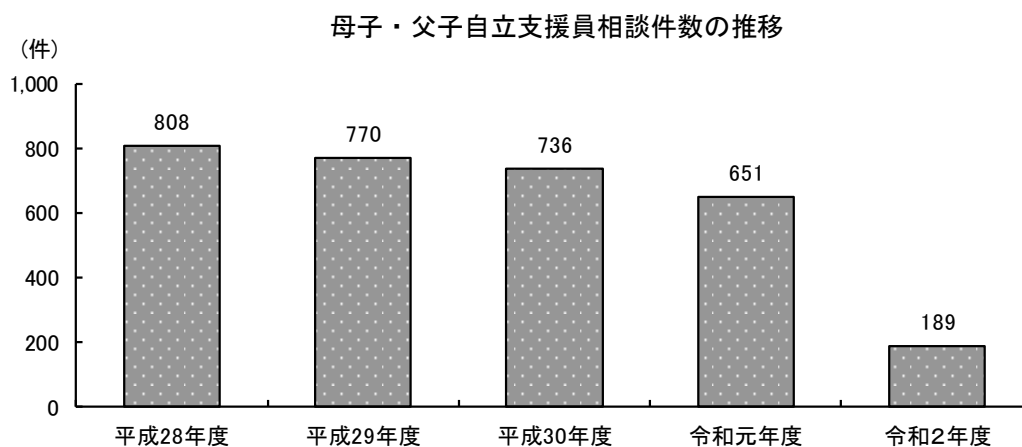


資料：地域福祉・指導監査課

## ② 母子・父子自立支援員相談件数

母子・父子自立支援員相談件数の推移をみると、年々減少しています。

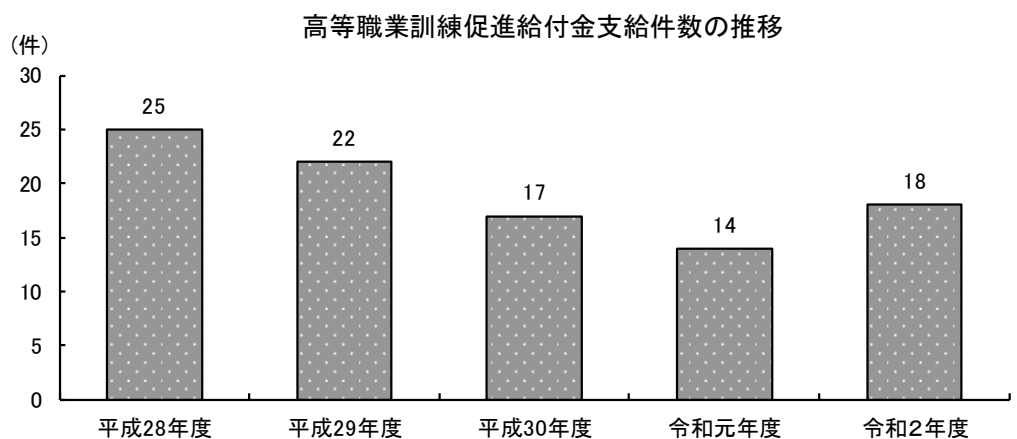
特に令和元年度から令和2年度にかけては大きく減少し、令和2年度で189件となっています。



資料：子育て支援課

### ③ 高等職業訓練促進給付金支給件数

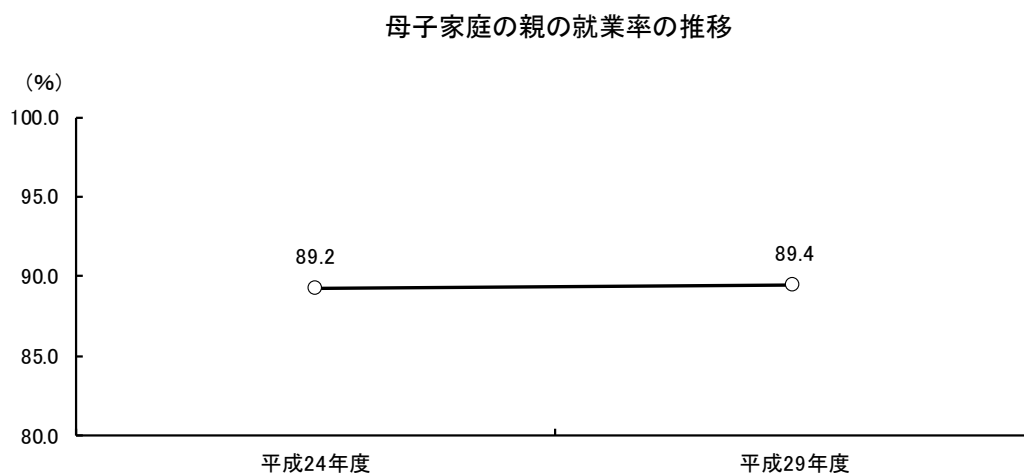
ひとり親家庭の親を対象とする高等職業訓練促進給付金支給件数の推移をみると、令和元年度までは減少していましたが、令和2年度で18件と増加しています。



資料：子育て支援課

### ④ 母子家庭の親の就業率

母子家庭の親の就業率の推移をみると、平成24年度から少し上昇し、平成29年度で89.4%となっています。



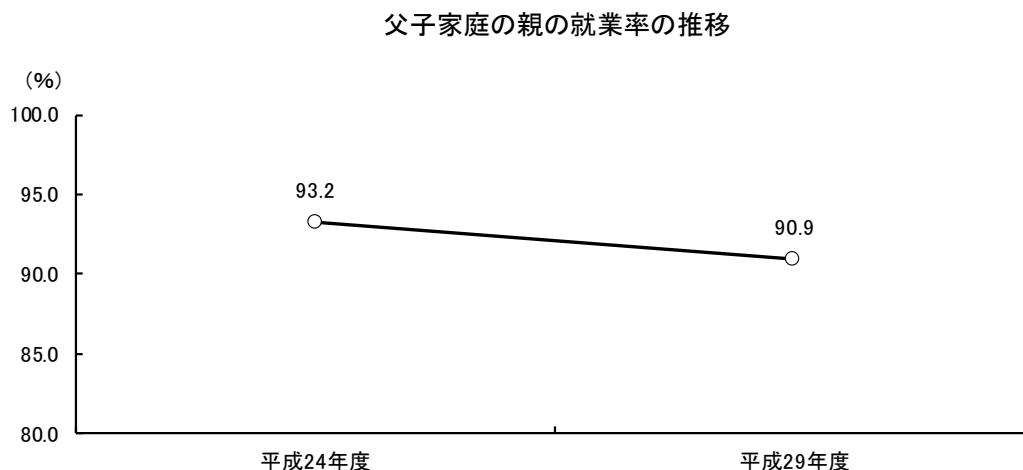
資料：子育て支援課

※ 調査は、5年に1度実施



⑤ 父子家庭の親の就業率

父子家庭の親の就業率の推移をみると、平成24年度から減少し、平成29年度で90.9%となっています。

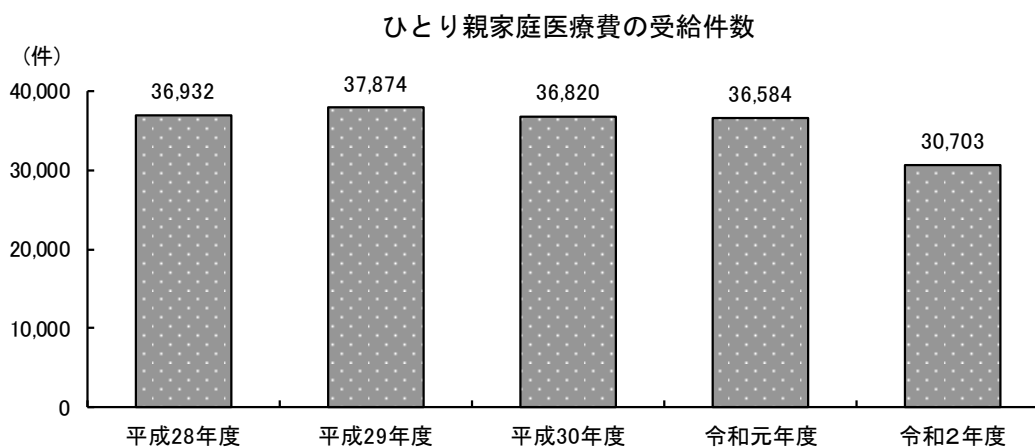


資料：子育て支援課  
 ※ 調査は、5年に1度実施

(8) 経済的支援の状況

① ひとり親家庭医療費の受給状況

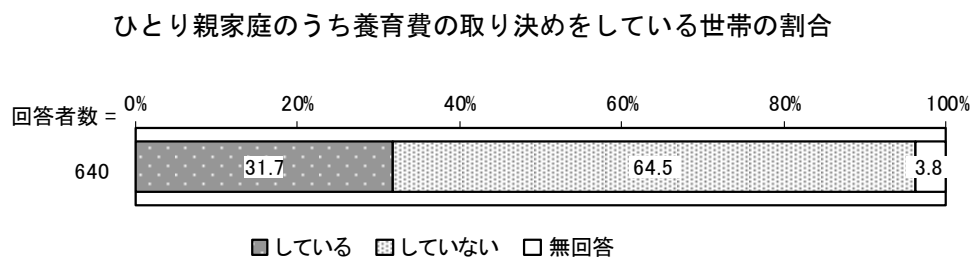
ひとり親家庭医療費の受給件数の推移をみると、令和元年度までは増減を繰り返していましたが、令和2年度で大きく減少し、30,703件となっています。



資料：子育て支援課

## ② ひとり親家庭の養育費の状況

ひとり親家庭のうち養育費の取り決めを行っている割合は、31.7%となっています。



資料：子育て支援課 ひとり親家庭アンケート（令和3年度）



## 2 アンケート調査の対象

### (1) 実施目的

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号、令和元年6月一部改正)、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月閣議決定)及び山口県等の動向を踏まえ、本市の現状と課題を分析・整理するにあたって、小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者を対象にアンケート調査「宇部市子どもの生活実態調査」を実施し、本市における子どもの置かれた状況を把握することを目的とします。

### (2) 調査対象

宇部市内で小学5年生のいる1,384世帯  
宇部市内で中学2年生のいる1,259世帯

### (3) 調査方法

アンケートシートを作成し学校を通じて配布、記入後、回収しました。

### (4) 調査期間

令和3年7月8日～7月16日

### (5) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学5年生のいる世帯	1,384件	1,355件	97.9%
中学2年生のいる世帯	1,259件	1,219件	96.8%

### 3 子どもの生活困難度の定義『生活困難度＝困難な状況にある家庭』

子どもが経済的に困難な状況に置かれているかについては、世帯の収入の状況のほか、具体的に生活上の困難状況が生じているかどうかで把握することが重要です。日常的に生活の場面で課題が発生している家庭や、経済的な理由で子どもの所有物が限られている家庭においても、生活困難の度合いがより高いのではないかと考えられます。

調査では、アンケートの結果を基に、以下の3つの要素に着目し、これらのうち、いずれか1つ以上に該当する場合を「生活困難世帯」、いずれの要素にも該当しない場合を「非生活困難世帯」と分類し、生活困難世帯の状況について整理していきます。

**要素1**：低所得：世帯所得（勤労収入、事業収入等＋社会保障給付）を、世帯人数の平方根で割り算した値（二等価世帯所得）が一定水準 122 万円（平成 28 年度国民生活基礎調査より）未満とみなされる世帯

**要素2**：家計の圧迫：経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上に該当があると回答した世帯

※ 7項目として、①電話料金、②電気料金、③ガス料金、④水道料金、⑤家賃、⑥家族が必要とする食料・日用品、⑦家族が必要とする衣類

**要素3**：子どもの体験や所有物の欠如：子どもの体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当であると回答した世帯

※ 15項目として、①海水浴に行く、②博物館・科学館・美術館などに行く、③キャンプやバーベキューに行く、④スポーツ観戦や劇場に行く、⑤遊園地やテーマパークに行く、⑥毎月お小遣いを渡す、⑦毎年新しい洋服・靴を買う、⑧習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる、⑨学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）、⑩お誕生日にお祝いをする、⑪1年に1回くらい家族旅行に行く、⑫クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる、⑬子どもの年齢に合った本がある、⑭子ども用のスポーツ用品・おもちゃがある、⑮子どもが自宅で宿題をすることができる場所がある

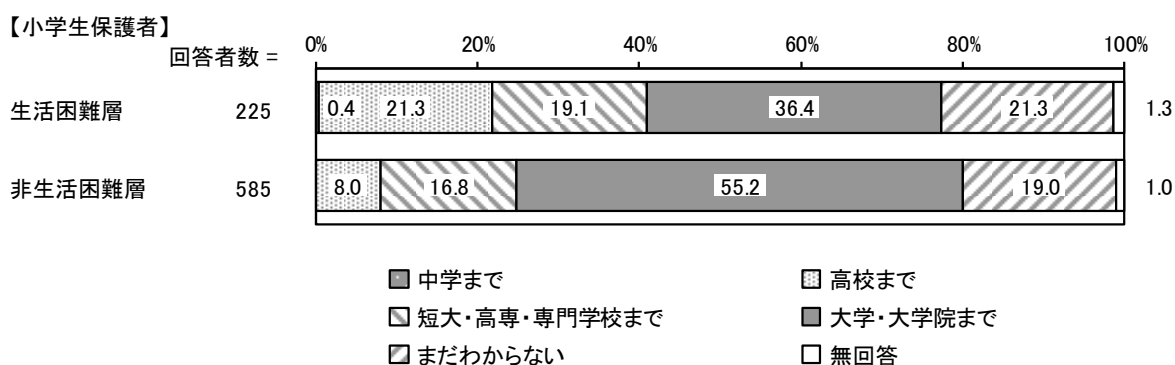
## 4 アンケート調査等からみた現状

### (1) 教育に関する考え方

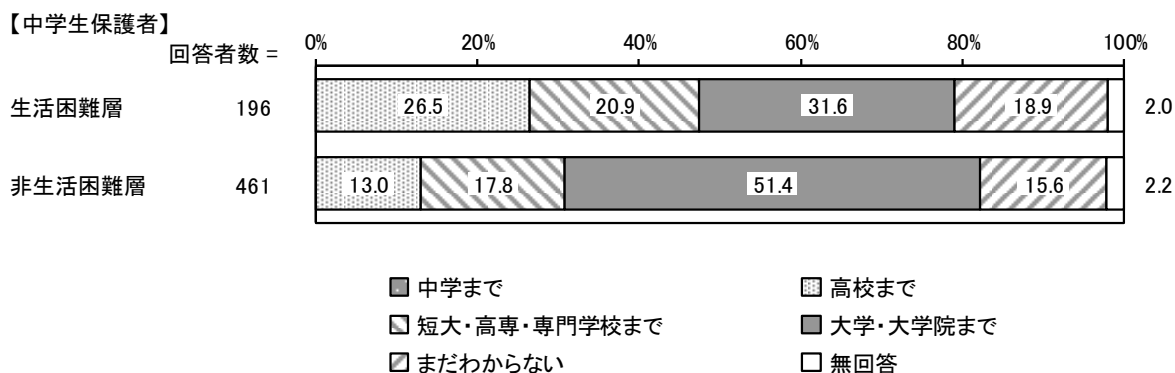
#### ① どの段階までの教育を受けさせたいか

生活困難度別でみると、小学生保護者、中学生保護者とも非生活困難層に比べ、生活困難層で「高校まで」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「大学・大学院まで」の割合が高くなっています。

お子さんに、どの段階までの教育を受けさせたいと考えていますか【小学生保護者】



お子さんに、どの段階までの教育を受けさせたいと考えていますか【中学生保護者】

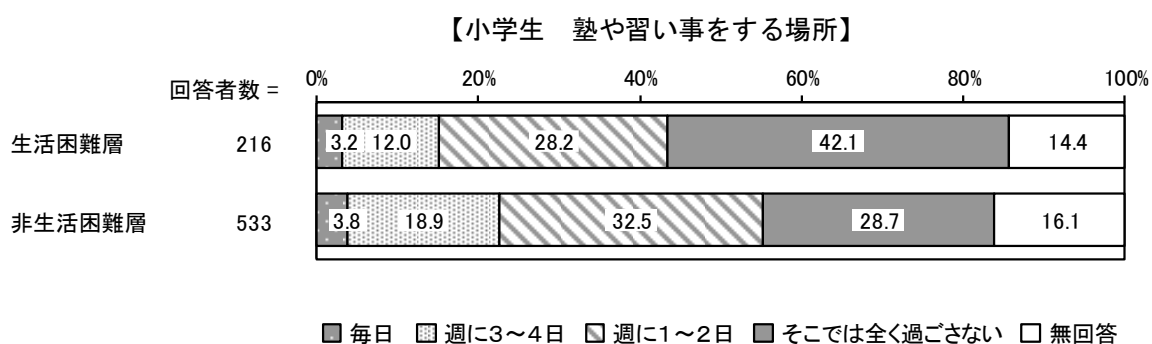


資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書（令和3年9月）

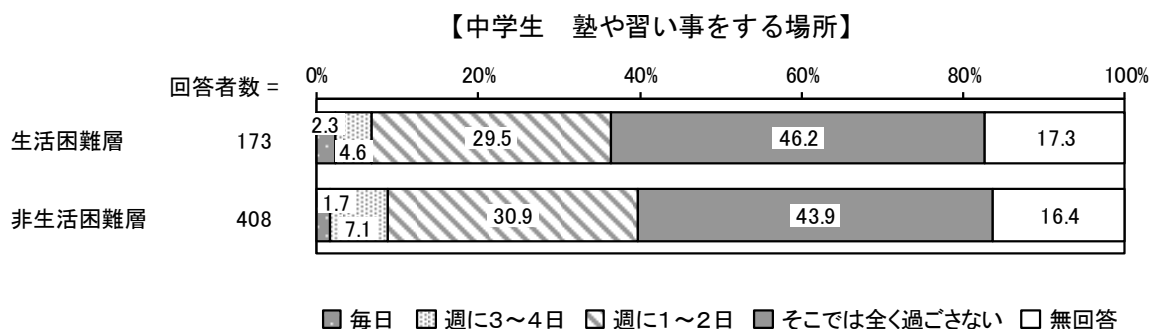
## (2) 日常生活の状況

### ① あなたは、平日（学校に行く日）の放課後（夕方6時くらいまで）はどこで過ごしますか

「塾や習い事をする場所」について、小学生の生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「そこでは全く過ごさない」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「週に3～4日」の割合が高くなっています。



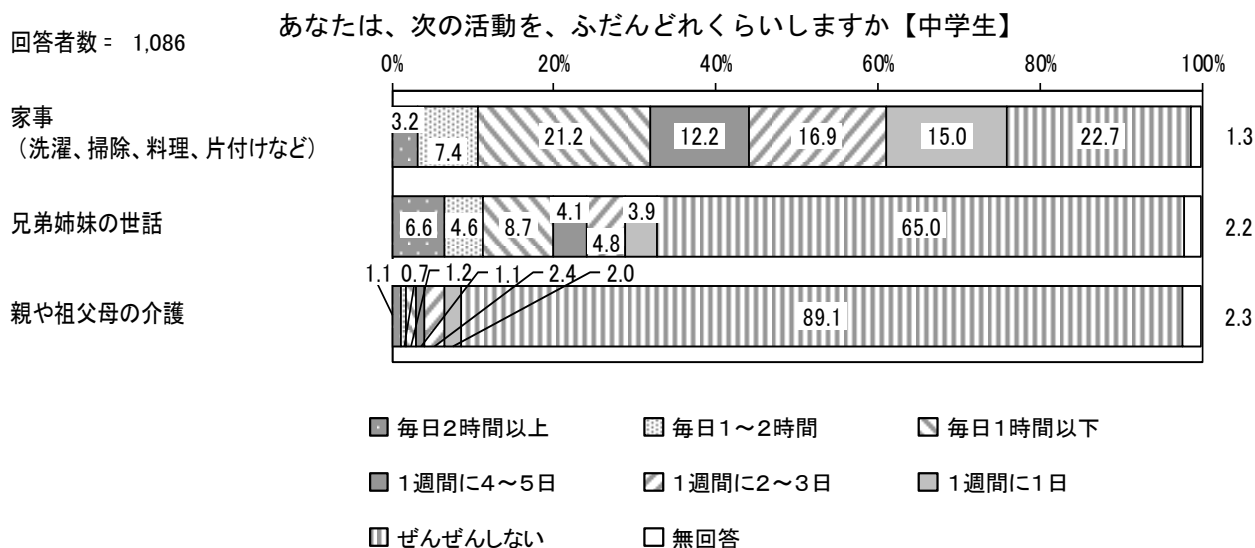
中学生の生活困難度別でみると、大きな差異はみられません。



資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書（令和3年9月）

② あなたは、次の活動を、ふだんどれくらいしますか

中学生で、「毎日2時間以上」「家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」を行っている  
と答えた生徒は3.2%となっており、「兄弟姉妹の世話」では6.6%、「親や祖父母の  
介護」では1.1%となっています。



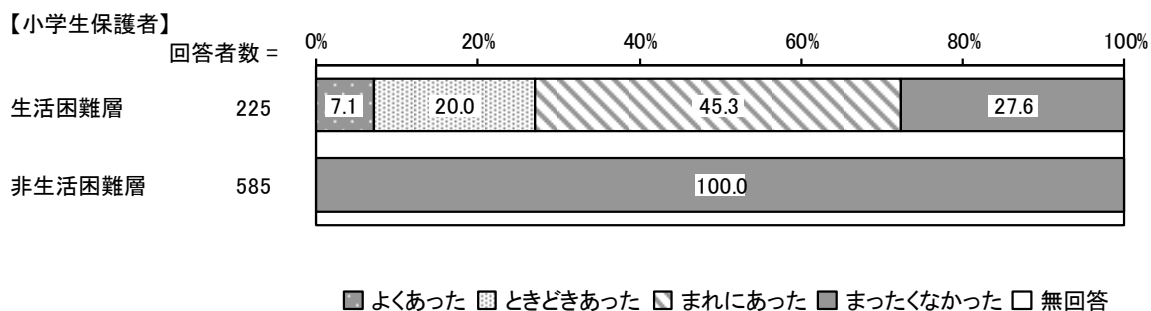
資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書（令和3年9月）

③ あなたのご家庭では、過去1年の間に、お金が足りなくて、  
家族が必要とする食料・日用品を買えないことがありましたか

生活困難度別でみると、小学生保護者、中学生保護者ともに、生活困難層で「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の順で割合が高くなっています。一方、非生活困難層では「まったくなかった」の割合が100%となっています。

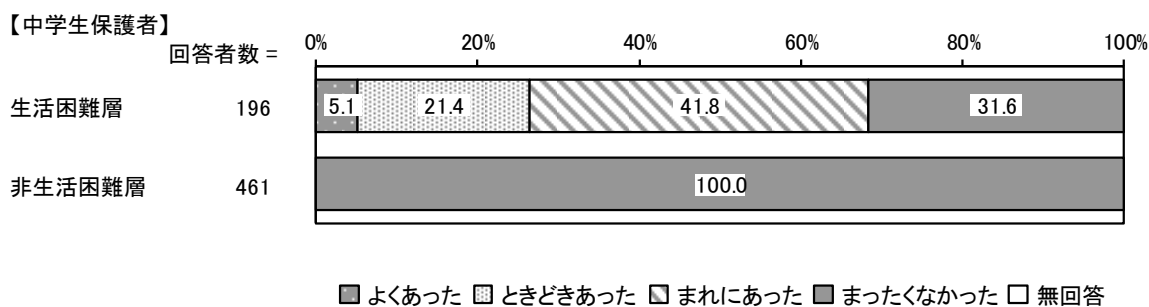
過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料・日用品を買えないことがありましたか

【小学生保護者】



過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料・日用品を買えないことがありましたか

【中学生保護者】



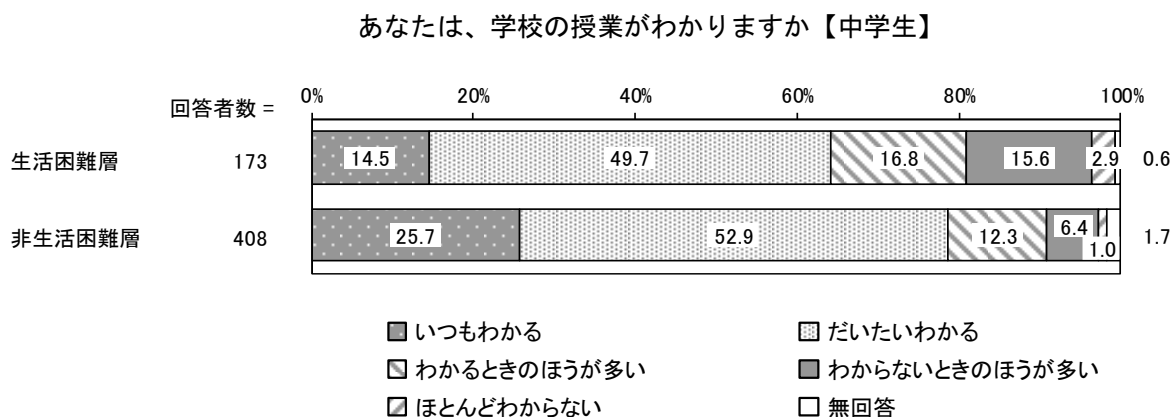
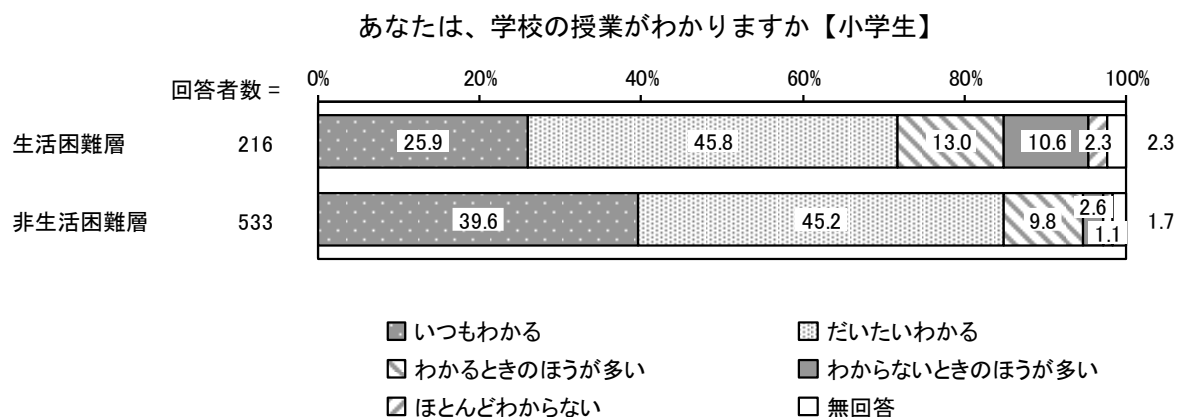
資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書（令和3年9月）



### (3) 学校生活の状況

#### ① 学校の授業の理解度について

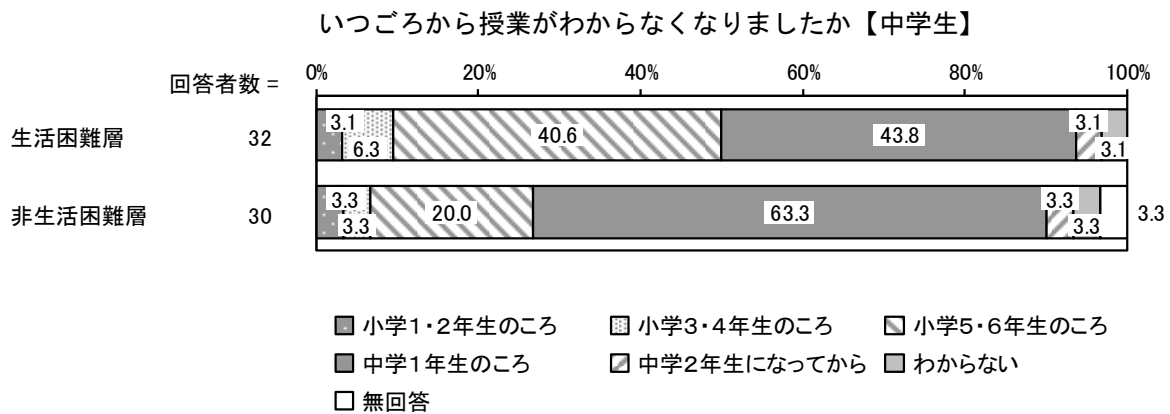
生活困難度別でみると、小学生、中学生ともに非生活困難層に比べ、生活困難層で「わからないときのほうが多い」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「いつもわかる」の割合が高くなっています。



資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書（令和3年9月）

## ② いつごろから授業がわからなくなったか

生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「小学5・6年生のころ」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「中学1年生のころ」の割合が高くなっています。



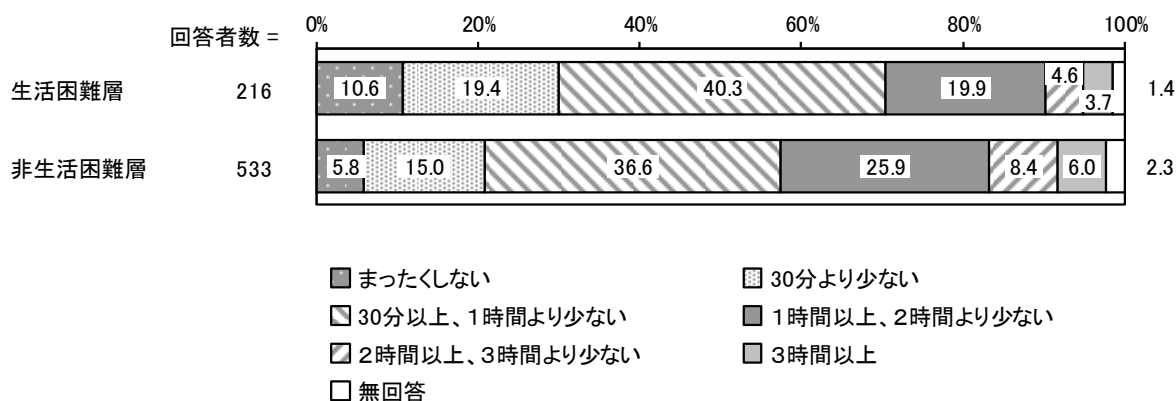
資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書（令和3年9月）

③ ふだん（月～金曜日）学校の授業以外にどれくらいの時間、勉強をしますか

生活困難度別で見ると、小学生、中学生ともに非生活困難層と比べ、生活困難層で「30分より少ない」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「1時間以上、2時間より少ない」の割合が高くなっています。

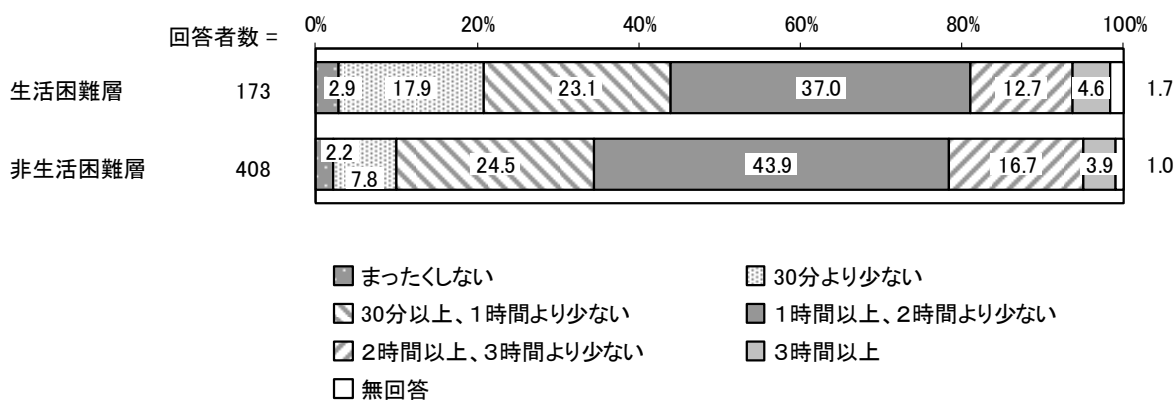
ふだん（月～金曜日）学校の授業以外にどれくらいの時間、勉強をしますか

【小学生】



ふだん（月～金曜日）学校の授業以外にどれくらいの時間、勉強をしますか

【中学生】



資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書（令和3年9月）

## (4) 子育ての中での経験について

### ① 子育てにかかわってからの経験有無

小学生保護者の生活困難度別で見ると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「(元)配偶者(またはパートナー)から暴力を振るわれたことがある」「出産や育児でうつ病(状態)になった時期がある」「お子さんを虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある」「自殺を考えたことがある」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「1～6のいずれも経験したことがない」の割合が高くなっています。

あなたは子育てにかかわってから、次のような経験をしたことがありますか

#### 【小学生保護者】

単位：%

区分	回答者数(件)	(元)配偶者(またはパートナー)から暴力を振るわれたことがある	お子さんに体罰を与えたことがある	育児放棄になった時期がある	出産や育児でうつ病(状態)になった時期がある	お子さんを虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある	自殺を考えたことがある	1～6のいずれも経験したことがない	無回答
生活困難層	225	15.1	12.0	3.1	17.3	16.9	13.3	52.4	2.7
非生活困難層	585	4.6	15.7	1.0	7.2	10.1	3.1	68.7	2.4

資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書(令和3年9月)

中学生保護者の生活困難度別で見ると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「(元)配偶者(またはパートナー)から暴力を振るわれたことがある」「出産や育児でうつ病(状態)になった時期がある」「お子さんを虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある」「自殺を考えたことがある」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「1～6のいずれも経験したことがない」の割合が高くなっています。

あなたは子育てにかかわってから、次のような経験をしたことがありますか

【中学生保護者】

単位：%

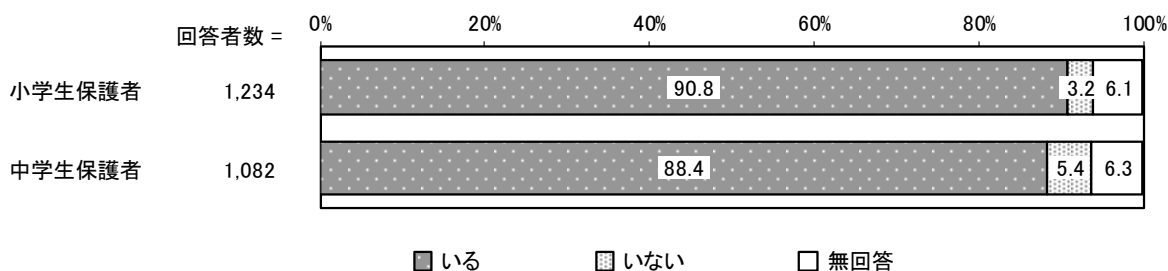
区分	回答者数(件)	(元)配偶者(またはパートナー)から暴力を振るわれたことがある	お子さんに体罰を与えたことがある	育児放棄になった時期がある	出産や育児でうつ病(状態)になった時期がある	お子さんを虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある	自殺を考えたことがある	1～6のいずれも経験したことがない	無回答
生活困難層	196	11.7	15.8	2.0	11.2	15.8	8.7	59.7	1.5
非生活困難層	461	3.3	15.6	0.9	6.5	7.6	2.2	72.0	3.0

資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書(令和3年9月)

② 困ったときや悩みがあるとき相談できる人がいますか

小学生保護者、中学生保護者とも相談できる人がいるとの回答が、90%前後となっています。

困ったときや悩みがあるとき相談できる人がいますか



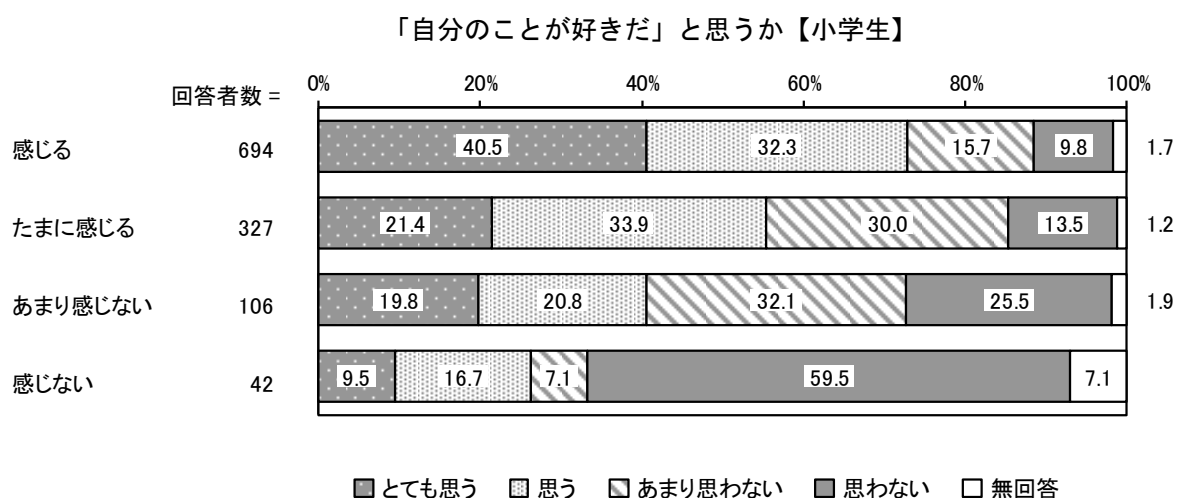
資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書(令和3年9月)

## (5) 子どもの気持ちの状況

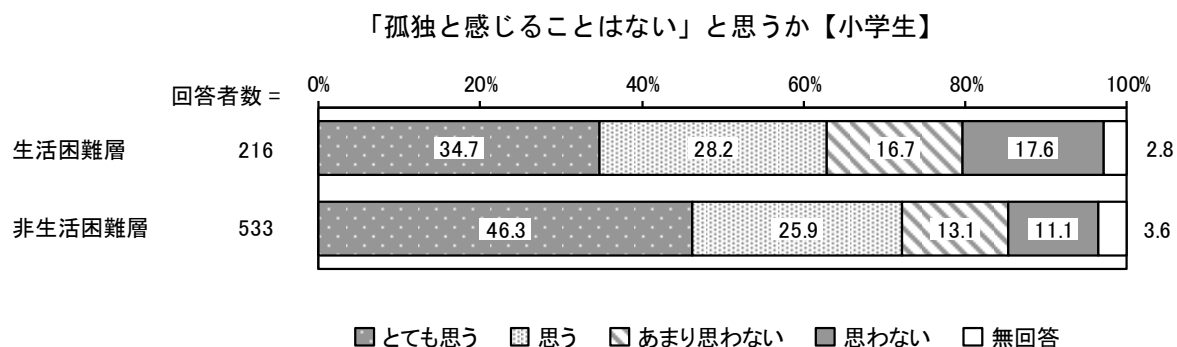
### ① あなたの思いや気持ちについて【小学生】

「地域の大人が見守ってくれていると感じるか」について、「感じる」と回答した子どもをみると、「自分のことが好きだ」と思う割合が高くなっています。

一方、「地域の大人が見守ってくれていると感じるか」について、「感じない」と回答した子どもをみると、「自分のことが好きだ」と思わない割合が高くなっています。



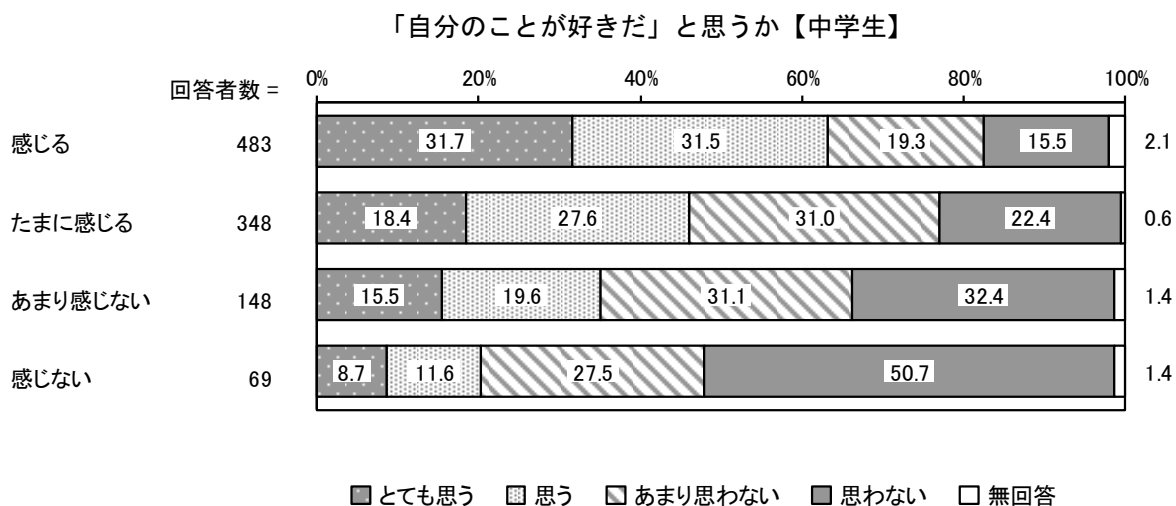
「孤独と感じることはない」と思うかについて、小学生の生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「思わない」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「とても思う」の割合が高くなっています。



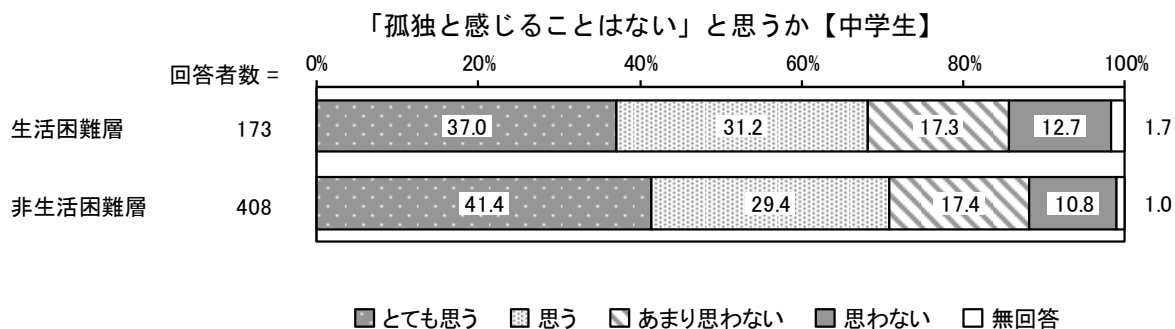
資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書（令和3年9月）

② あなたの思いや気持ちについて【中学生】

「地域の大人が見守ってくれていると感じるか」について、「感じない」と回答した子どもをみると、「自分のことが好きだ」と思わない割合が高くなっています。



「孤独と感じることはない」と思うかについて、中学生の生活困難度別でみると、大きな差異はみられません。



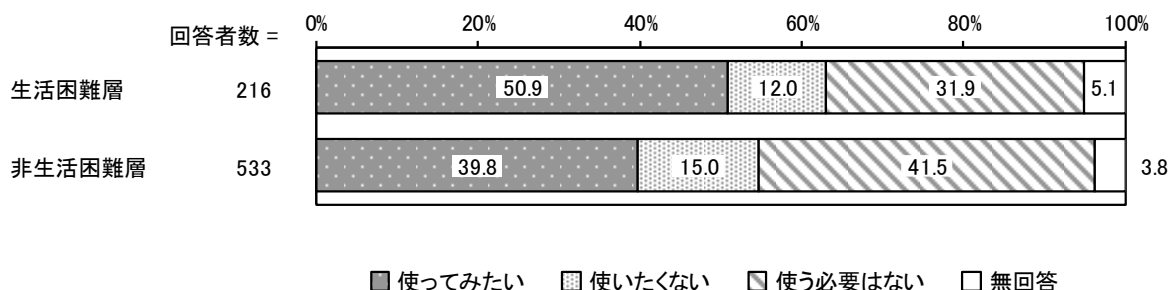
資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書（令和3年9月）

### ③ 次のような場所があれば使ってみたいと思うか

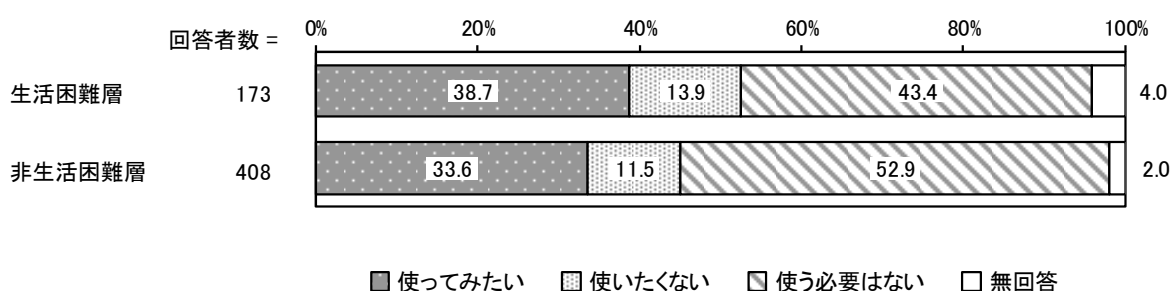
「家の人がないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所」を使ってみたいと思うかについて、小学生の生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「使ってみたい」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「使う必要はない」の割合が高くなっています。

中学生の生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「使ってみたい」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「使う必要はない」の割合が高くなっています。

家の人がないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所について  
【小学生】



家の人がないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所について  
【中学生】



資料：宇部市 子どもの生活実態調査 調査結果報告書（令和3年9月）



## (6) アンケート自由記載

### ① 小学生

#### 【遊び・体験】

- ・ 近くに公園などを作ってほしい。
- ・ 雨でも体を動かして遊べるところがほしい。
- ・ 一般人でも気軽に行けるスポーツ施設がほしい。
- ・ 子どもが楽しめる仕事体験があるといい。

#### 【学び】

- ・ 楽しく勉強できる施設をつくってほしい。
- ・ 学校、家以外で勉強ができるところがほしい。
- ・ 質問にあった大学生が無料で勉強できる場所がほしい。
- ・ 宇部市に静かに勉強できる所をつくったらいいと思います。
- ・ 勉強を家じゃなくて、学校みたいな施設でしたい。

#### 【まちづくり】

- ・ 宇部市は、笑顔やあいさつでいっぱいの町になってほしい。
- ・ 姉が障害児。もっと住みやすい町を作ってほしい。

#### 【学校生活】

- ・ いじめを0にしてほしい。(友だちに対するいじめ)
- ・ 学校に行きたくないと思うときが、とてもある。

#### 【家庭・地域】

- ・ (大人の人に言いたいこと) もう少し子どものことを考えてほしい。
- ・ お母さんが毎日忙しくて、家にいないから、家にいてほしい！！
- ・ 親に言いたいこと・・・あまりケンカをしないで。
- ・ お母さんは、悩みがあるときいつも真剣に話を聞いてくれて、ぎゅーっと抱きしめてくれる。私もいつかそんなお母さんになりたい。
- ・ いつも見守ってくれる見守り隊や大人の人にありがとう。

#### 【その他】

- ・ SDGs をいろいろな人に呼びかけてほしい。
- ・ このアンケートで、これまでの生活や自分のことが考えられてよかった。

## ② 小学生の保護者

### 【遊び・体験】

- ・ 海や川、山など自然に恵まれた環境があるので、子供たちが気軽に楽しく利用できる場がほしい。
- ・ 障害がある子達が、のびのび楽しく遊べる所が出来たらいい。
- ・ 低価格で利用できるプール施設を作ってほしい。

### 【支援】

- ・ 小さい子どもに対しての支援だけではなく、お金がかかる高校生へ支援がほしい。
- ・ 児童手当を高校卒業までにしてほしい。
- ・ AD/HD、自閉スペクトラムの子どもについて、相談だけでなく、適切な対応を受けられるようにしてほしい。
- ・ 母子家庭で養育費をもらえていない人への援助がほしい。
- ・ 別居中（DV）のため夫に生活費を請求できないので、経済的に苦しい。公的に援助してもらえる制度がほしい。
- ・ 予防接種の無料化、給食費を無料もしくは安くして欲しい。
- ・ 多子世帯に対する支援を是非お願いしたい。
- ・ 知的障害者に対する支援制度、放課後等デイサービス、学校での特別支援学級について、もう少し力を入れてほしい。

### 【相談】

- ・ 小児の精神医療のサポートを、24時間、受け入れてもらいたい。
- ・ DVにあったとき、シェルターではなく、理由は聞かず緊急で泊まれ、ゆっくり話を聞いてもらえる場がほしい。
- ・ 家計のやりくりのアドバイスが聞けたら心強い。
- ・ 子どもの病気や入院の際、1人親で対応しなければならないとき、他の子の面倒など相談の窓口がほしい。
- ・ 学校以外で相談に乗ってくれるところが欲しかった。
- ・ 不登校や発達障害の子どもを持つ親（特に不登校）が、どこに相談したりしたらいいのかわからない。
- ・ 子育てについてSNSなどで気軽に相談できれば、もっと虐待等も減るのでは。

### 【学び】

- ・ 地区内に勉強等の目的で利用できる多目的室を開放してほしい。
- ・ 学校に行きたくない子どもが言ったとき、居心地のいい居場所があったらいい。
- ・ 仕事が遅くまであるとき、安心でき、勉強もできる場所がほしい。
- ・ 少人数（10人くらい）で実施できる、グループワークやキャンプなどを実施してほしい。

**【情報】**

- ・ 子どもがたくさんいるのに、自分から探さないとまったく情報がつかめなかった。
- ・ 子育てプランうべでは、様々な子育て支援事業の計画があるが、あまり周知されていないのではないか。

**【家庭・地域】**

- ・ 就労時間の現状を把握してほしい。なかなか帰れない状況にあるのが現実。

**③ 中学生****【学校生活】**

- ・ 制服を選択制にしてほしい（もっと学校でLGBT+Qについて授業してほしい）。
- ・ 学校は、皆の個性を大切にするとおきながら、色々制限し、矛盾している。
- ・ 子どももコロナで学校のイベントが短縮、延期、中止され、学校生活が味気がなくなっている。
- ・ 現在、自分は、学校に普通に行くことはできていないが、このアンケートを通して、自分の普段の生活を見返すことができ、以前よりも考え方がプラス思考になっていることを確認できた。いじめにあってから、加害者と私とで話し合いをしたが、さらに追いつめられることになった。対応によっては救われる場合もあるが更に追いつめられる場合もある。
- ・ 僕は、毎日楽しく学校生活をおこなっている。

**【学び】**

- ・ 私は、無料の学習会に通っているが、回数を増やしてほしい。ボランティアに挑戦してみたい。
- ・ 私は家ではなかなか勉強ができず、集中できない。無料で教えてもらえる所がほしい。
- ・ 家以外の勉強できる場所が、家の近くにほしい。
- ・ 学校に放課後の6時くらいまで、勉強のスペースがほしい。相談窓口みたいなカードをもらうが、本当に電話してもいいのかと思う。
- ・ 参考書だけじゃ分からないところもあるから、塾に行きたい。

**【遊び・体験】**

- ・ みんなで遊んだりできる広い場所が欲しい。
- ・ 僕たちが将来の夢に自信を持てるようになる、職場体験や講習などのイベントを開催してほしい。

### 【まちづくり】

- あいさつをしても無視されることが多いので、宇部市全体であいさつをする活動をしてほしい。
- 不登校の子など心に傷を持った人と接してくれる所があったらいい。
- 性別で悩んでいる人が、過ごしやすいようにしてほしいです。

### 【家庭・地域】

- 1人になれる場所がほしい。
- 親に試合を見に来てほしい。
- 学校に登校するときなど、見守り隊の方々が見守ってくれているので、いつも安全に登校できる。
- アンケートに答えると、あらためてぼくは幸せな家庭に生まれたなと思った。

### 【その他】

- 自分の事を客観的にみれて良かったと感じた。

## ④ 中学生の保護者

### 【支援】

- 思春期の子を抱える母親・父親教室をつくってほしい。
- 母子家庭で2人の子どもを育てるのが、とてもきつい。長男が高校へ入るとき、入学金12万円、制服代10万と借金するしかなく、つらかった。
- 遅くまで(21時ぐらい)子ども(0歳~中学3年)を気軽に預けられる場所があればいい。
- 部活動で使う道具やユニフォームにかかる費用が、かなり高額で一時期困った。
- 義務教育(小・中)の制服、体操服代に、補助があると助かる。中学では制服の他に自転車、ヘルメット、カップなど、お金がかかる。
- 高機能広半汎性発達障害など知的に問題はないが、コミュニケーションに問題を抱える子どもの受け入れ先がない。
- 現在の担任の先生に、初めて学習障害や発達障害に対する「教育支援計画」について聞き、もっと早く知っていたらなと感じた。
- 公的機関での相談や支援の方法があることを、必要な人に伝えてほしい

**【相談】**

- 中学生の子どもが不登校となったが、もっと長期総合に相談に乗ってほしい。
- 思春期の子どもたちが、SOSを言い出しやすい場所が必要。
- 相談しても解決もせず、悲しかった。

**【学び】**

- 自分で自立して自活できる力をつけるための教育。世の中のお金の流れの仕組みや金銭感覚を養う教育。
- 一人一台端末の活用による個別最適な学びの推進。
- 貧困のため食事をとれなかったり、勉強をすること（塾）も難しい子も多いと思うので、学習支援や子どもの居場所が増えるといい。
- 学習困難な児童に対する支援。支援学級の人員の補充・教員の増員。スクールソーシャルワーカーの常駐。
- 日常の授業で学習についていけない子どもたちのためにも、学校側が積極的に放課後補習授業など取り組んでほしい。
- 知的な障害はなくても発達障害で、不登校となり、学習面はまったく力がついてなく、高校受験は無理。
- 学校へ行きたくても行けない子が学習できる場所がほしい。そのような子の親が相談したり、集まれる場所があればよいと思う。

**【遊び・体験】**

- 社会が多様化する中で、中学生の職業体験を増やし、将来したい仕事を子ども自身が考えられるようにしてほしい。
- 他人を思いやり尊重できる将来の良き人材となるために、地元企業を招き、社会にとって必要な人材について話をしてもらおう。

**【家庭・地域】**

- 朝・夕の登下校時の見守り活動が盛んで、ありがたい。
- 精神病（うつ）のせいでまともな親になってあげられない。家から出られないので、子どもに申し訳ない。
- 働かなければ生きていけないので、思うような子どもの相手ができず、申し訳なく思う。
- 仕事ばかりで子どもと一緒に過ごす時間がない。帰りにくいし、日曜日も休みにくい。会社に伝えても取り合ってくれない。

## 5 ヒアリング調査結果

### (1) 実施目的

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号、令和元年6月一部改正)、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月閣議決定)及び山口県等の動向を踏まえ、本市の現状と課題を分析・整理するにあたって、子どもや子育てに関わる関係団体等を対象にヒアリング調査を実施し、支援者から見た子どもの貧困の実情と課題を把握することを目的とします。

### (2) 調査対象

支援機関・団体、学校関係等85団体

### (3) 調査方法

ヒアリングシートを作成し対象団体に配布、記入後、回収しました。

### (4) 調査期間

令和3年9月下旬～10月下旬

### (5) 調査結果

#### ① 所属する団体における子どもや親への支援の有無

所属する団体における子どもや親への支援の状況を見ると、94.1%の団体が、子どもや親への支援を行っています。

#### ② 行っている支援と頻度

子どもの学習支援を「よく行っている(週に1回以上)」団体は、31.8%となっています。また、子ども自身の相談を「よく行っている(週に1回以上)」団体は、34.1%、親の相談(育児、発達、教育、生活相談など)を「よく行っている(週に1回以上)」団体は、16.7%と比較的高くなっています。

しかしながら、親の就労支援を「よく行っている(週に1回以上)」団体は、1.2%となっており、経済支援(就学援助費など)の勧め・受付を「よく行っている(週に1回以上)」団体は、8.2%と低い状況となっています。

### ③ 支援対象者の状況

支援対象者の状況をみると、「生活困窮家庭」に該当する割合が56.5%、「ひとり親家庭」が64.7%、「児童虐待対象児童」が38.8%となっています。

### ④ 支援にあたり困難だと感じること

支援にあたり困難だと感じることについて、「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」の割合が62.4%と最も高く、次いで「支援に用いることができる制度(資源)が少ない」の割合が27.1%、「支援者間での連携が難しい」が24.7%となっています。

### ⑤ 生活困窮家庭やひとり親家庭、児童虐待対象のある家庭の子どもや親に必要なと思う支援施策

生活困窮家庭やひとり親家庭、児童虐待対象のある家庭の子どもや親に必要なと思う支援施策について、「訪問による早期発見や生活支援」が62.4%と最も高く、次いで「学校での専門家(スクールソーシャルワーカー等)による支援」が52.9%、「親の就労の支援」と「経済的支援」が51.8%、「子どもの進学・就労の支援」が49.4%となっています。

## (6) ヒアリングでの自由記載

### ① 支援機関・団体

- 生活貧困家庭の特定が難しい。
- 幼稚園・保育所・学校関係者が子どもの貧困を含めた環境に気付き、積極的に介入するしくみづくりが必要。
- 昨今、子どもへの支援だけでなく、“親”への支援の必要性を感じる。
- 真に必要な支援が、必要とする家庭・児童に届いているか疑問を感じる。
- 行政の担当課とは、情報共有や支援の方向性の確認のため連絡調整を行っているので、この体制の継続を望む。
- 自分の地区では、毎月中学校で小中学校長、スクールソーシャルワーカー、教育委員会と会議を行っているので、情報共有はできている。また、保健師にも相談しているので、連携が取れていると思うが、地域差があるかもしれない。
- 家庭への支援は、スクールソーシャルワーカーの存在が重要なので、もっと数を増やしてほしい。
- 子どもの貧困について、保護者の当事者意識が薄いとを感じる。
- 貧困対策には、日々の子どもの様子を見守り、保護者への寄り添いが必要。

### ② 学校関係

- ICTの効果的な活用のため、各家庭の接続状況など、ハード面・ソフト面のバックアップが必要。
- 不登校傾向にある児童について、家庭の協力がなく、家庭訪問や電話連絡などしても、改善に至らない。
- 自分の学校の教員は、生徒のためによく関わっており、生徒・保護者と良好な関係が築けていると思うが、学校の介入には限度がある。他機関との連携が必要。
- 絶対的貧困ではなく、相対的貧困にある生徒がいる。保護者の無計画な支出と金銭感覚のズレによる浪費が原因であり、家庭への意識改革の取組が必要。
- 子どもの食事や学習サポートをされる機関があるのはありがたい。
- 保護者が外国人で日本語が話せない場合、意思疎通や人間関係の構築が難しい。今後、外国人の保護者への対応が必要となるケースが増えると考えられるので、対応できる機関があると助かる。
- 家庭環境が複雑になる中、利用しやすい子どもの居場所（特に不登校児童）など、利用しやすいシステムを検討してほしい。
- 学校は家庭介入には、限度があるので、権限を持った機関による指導などの仕組みが必要。



## 6 課題のまとめ

アンケート調査やヒアリング調査の結果から、本市における子どもの貧困に関する課題を、次のように整理しました。

### 基本目標1 子どもが社会で「生きる力」を身につける学び場づくり

生まれた環境によって、子どもたちの学習する機会が失われることはあってはなりません。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

前計画への事業評価によると、生活保護または就学援助受給世帯の中学生に対し実施した学習支援については、定員以上の応募があるとともに、参加した中学生の学習習慣定着と学力向上に一定の成果がみられ、事業の拡大が求められています。

アンケート結果によると、生活困難層は非生活困難層に比べて、学校の授業で分からないことが多い傾向にあり、勉強時間に関しても少ない状況にあります。生活困難世帯の子どもは学校以外の場で勉強をする環境が少ないことも想定されるため、引き続き、経済的な理由で塾等に行けない子どもたちに学校以外でも学習の機会が得られるよう、行政が中心となって学習支援を行う必要があります。

### 基本目標2 子どもが安心できる居場所づくり

子どもの居場所は、子どもの心身の発達や、社会を学ぶ場としても重要な場です。

前計画への事業評価によると、コロナ禍により、子どもの外出や外での食事などが抑制され、子ども食堂等の活動も困難となるなど、これまでの生活様式が一変しました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、子どもの居場所がなくなってしまうような支援団体等の状況も踏まえた多方面からの支援が必要です。

アンケート調査によると、生活困難層の小学生は非生活困難層と比較して、放課後に塾や習い事をして過ごす割合が少なく、家以外で過ごすことが少なくなっています。

また、生活困難層、非生活困難層に関わらず、地域の大人が見守ってくれていると感じる子どもほど、自分のことが好きだと思える「自己肯定感」が高い子どもが多くなる傾向にあるという結果が出ています。

共働き世帯の増加や、家庭の抱える困難の複雑・深刻化、地域のつながりの希薄化により、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまう子どもも少なくありません。こうした子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる環境として、地域と連携し、多世代で交流でき、子どもと社会との接点になる第3の居場所(サードプレイス)づくりをすすめていくことが必要です。

### 基本目標 3 子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり

子どもの貧困は家庭の経済的困窮に加え、両親の離婚や親との死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり等、様々な要因が複合的に絡み合っている場合があることを踏まえ、多面的な支援を実施していく必要があります。

前計画への事業評価によると、生活や学費を支えるための支援や、DVや医療問題などの相談事業等の取組を実施しているものの、さらなる周知・啓発が課題となっています。

アンケート調査によると、生活に必要な物資の購入が困難な家庭がみられ、経済的に厳しい環境で育っている子どもがいる状況です。また、保護者調査では、生活困難層において「子どもの進学は高校まで」と回答した割合が非生活困難層に比べて高く、家庭の経済的環境が子どもの進学にも影響していることがうかがえます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による失業や収入の減少から、生活困難者の増加が考えられ、家庭の経済的な安定を図るため、就労支援等の取組や、就労が困難な家庭には、経済的な支援制度の周知と利用を促進し、子どもたちが安心して成長できる環境を整えていくことが必要です。

さらに、すべての子どもが大学進学を選択肢として選べるように、奨学金や就学支援の周知・充実も重要です。

### 基本目標 4 支援が必要な子どもをつなぐ仕組みづくり

生活困窮や低所得は、経済的な困窮だけに留まらず、地域や人とのつながりから阻害され社会的孤立にも陥りやすい傾向にあります。

前計画への事業評価によると、民生委員・児童委員による地域での見守りについて、コロナ禍での行動の制限により連携が十分にとれていないなどの課題もみられます。

市では、様々な相談窓口を設置していますが、相談しやすい体制整備が必要となっています。

アンケート調査によると、生活困難層の子どもは非生活困難層に比べて、孤独を感じる割合が高い、周囲とのつながりが希薄、といった傾向がみられます。また、保護者への調査では生活困難層の家庭は非生活困難層に比べて、DVや心の健康状態に問題を抱えている割合が多い傾向にあります。

保護者が経済的孤立だけでなく社会的孤立に陥ってしまうと、ストレスを抱え込みやすくなり、心の健康状態の悪化が指摘されています。

こうした社会的孤立が、面前DV等の子どもへの虐待等に連鎖しないよう、子どもだけでなく社会的孤立に陥ってしまった保護者も地域で見守り、手を差し伸べられる環境の整備が必要です。

## 第3章

## 計画の基本理念と基本目標

## 1 基本理念

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を包括的かつ早期に講じることが重要です。

国では、「子供の貧困対策に関する大綱」が令和元年に改訂され、「支援が届いていない、または届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する」、「親の妊娠・出産から子供の社会的自立までの切れ目ない支援体制を構築する」が新たに基本的方針として掲げられました。また、子育てや貧困を家庭だけの責任とせず、地域や社会全体の課題としてとらえ、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもつことのできる社会の構築を目指すことを目的としています。

本市においても、これまでの考え方を継承しつつ、子ども一人ひとりが夢や希望を持ち、ウェルビーイング（幸せ）が満たされる地域社会の実現を目指して、地域や民間事業者、関係機関とともに、全庁体制で取り組むべく次の基本理念を掲げます。

## 【 基 本 理 念 】

すべての子どもと親の幸せを守る  
～あきらめない 子どもの貧困～

## 2 基本目標

本市は令和2年11月3日に、妊婦応援都市宣言を行い、妊産婦や子ども・子育て世代を大切にすることを意識を醸成し、妊娠・出産から子育てを切れ目なく社会全体で支えることとしました。

そこで、基本理念である「すべての子どもと親の幸せを守る～あきらめない子どもの貧困～」を実現していくため、妊婦応援都市の推進を上位目標とし、子どもが生まれて育つまで子どもやその家族を社会全体で支えるための4つの目標を掲げ、子どもの現在及び未来を応援する施策を展開します。

### 【 上 位 目 標 】

**親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの  
切れ目のない支援の推進（妊婦応援都市の推進）**

#### （1）子どもが社会で「生きる力」を身につける学び場づくり

すべての子どもが自分の希望どおりの豊かな人生を実現するためには、家庭の経済状態に影響を受けることなく能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できる社会の実現が重要です。

そのため、すべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、就学の援助、学資の援助や学習の支援その他の教育に関する支援が、それらを必要とする子どもに確実に届くような仕組みの構築を図ります。さらに、地域の資源を活かし、行政、教育関係者、ボランティア等と連携を図りながら、子どもの学習支援を行うとともに、子どもの学ぶ意欲や自己肯定感を高める取組を推進します。

#### （2）子どもが安心できる居場所づくり

子どもを取り巻く家庭環境が多様化する中、特に経済的に厳しい状況にある子どもが、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることが懸念されます。

子どもの健やかな成長のため、社会的孤立に陥ることのないよう配慮し、関係機関や地域の連携により、健康面での支援のみならず、学習等を含めた子どもの居場所づくりを推進します。

### (3) 子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり

保護者の就労は、安定した生活基盤づくりのためには重要であり、また安定した就労により、ゆとりをもって子どもと接することで親子の絆を深めることができます。

保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図るとともに、保護者の就労や家計に対する支援などにより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

また、子育て家庭においては、収入に占める教育費やその他の子育て関連費の負担割合が高い場合が多く、支援を必要とする家庭が増えています。

様々な家庭の実態に対応した経済的支援策をワンストップで適切に実施します。

### (4) 支援が必要な子どもをつなぐ仕組みづくり

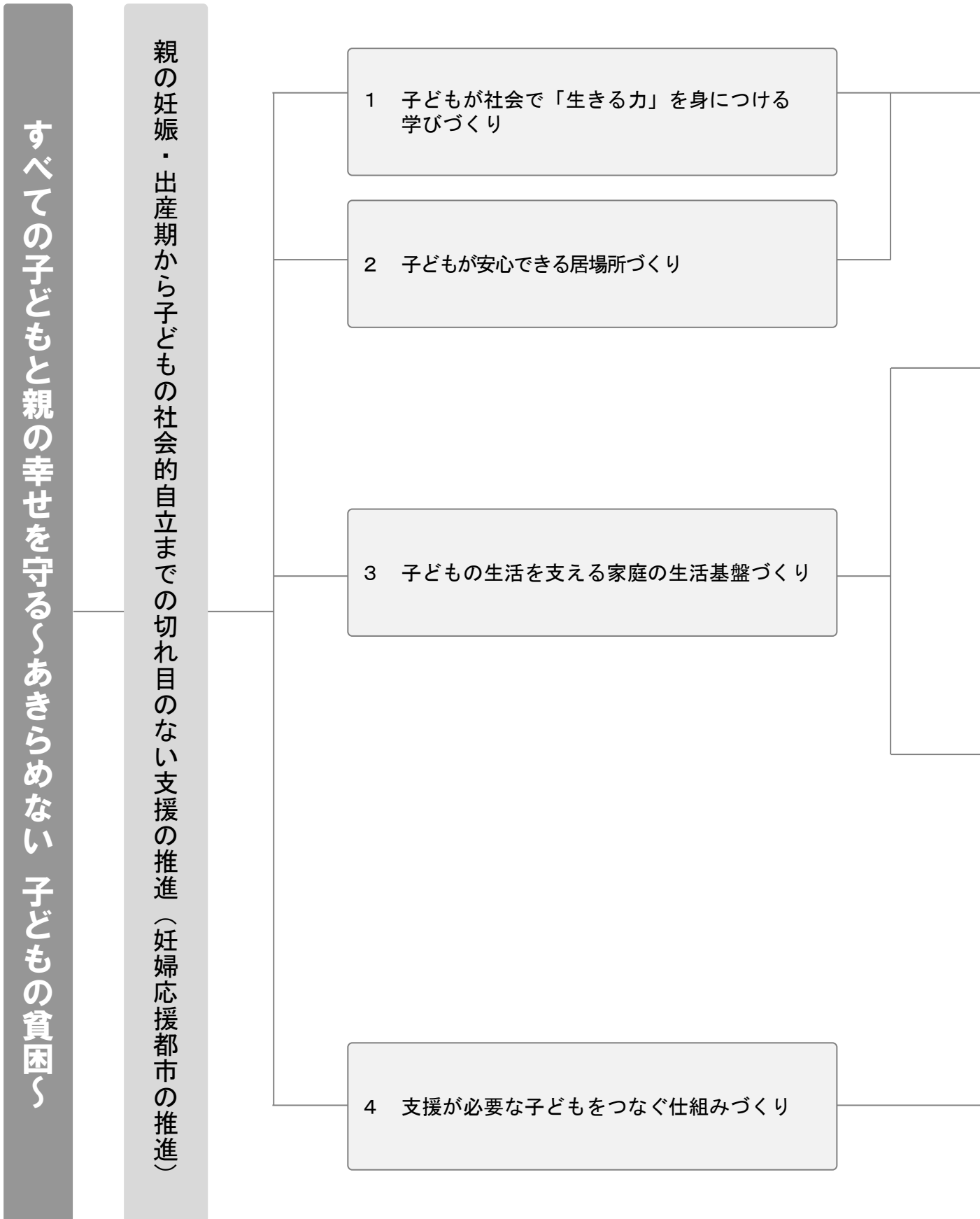
核家族化の進行による社会や地域からの孤立、孤独化や、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」は大きな問題となっており、その対策は喫緊の課題となっています。また、ひとり親家庭や生活保護世帯は、何らかの生活困難を抱えていることが多く、子どもたちに少なからず影響を与えており、特に支援が求められています。

こうした中で、子どもたちが置かれている状況は、経済的な問題以外にも重層的に絡みあう場合も多くあり、子どもの様子からは家庭の課題が見えづらいこともあります。このような状況があることも視野に入れて、困難な状況にある家庭についての行政の中での気づきに加え、最も身近な地域や学校など地域全体で、困難が何に起因するのかに気づくことが重要であり、その気づきを基に子どもたちの抱える問題の把握と、それを解決するために必要な支援を的確に提供する体制の整備を推進します。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ] [ 上位目標 ]

[ 基本目標 ]



[ 基本施策 ]

教育の支援・子どもの居場所づくり

- (1) すべての子どもへの学力保障と自立する力の育成
- (2) 学習機会の創出 **重点**
- (3) 特に配慮を必要とする子どもへの支援
- (4) 子どもの居場所づくり・地域における学習支援 **重点**

生活の安定に資するための支援

- (1) 妊娠期からのきめ細やかな支援
- (2) 保護者の生活支援
- (3) 子どもの生活支援
- (4) 子どもの社会的自立への支援
- (5) 子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり

保護者に対する経済的支援及び職業生活の安定と向上のための就労支援

- (1) 子どもたちの健全な育成に係る経済的支援
- (2) 保育・幼児教育・義務教育に係る経済的負担の軽減
- (3) 高等教育等の段階の経済的負担の軽減
- (4) 養育費確保への支援 **重点**
- (5) 就労に関する相談窓口の充実
- (6) ひとり親に対する就労支援
- (7) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

困難を抱える子どもへの支援

- (1) 子どもの見守りによる孤立防止
- (2) ヤングケアラーへの支援 **重点**
- (3) 保護者の孤立防止
- (4) 地域で支える支援体制づくり
- (5) 相談体制の充実と関係機関の連携

本計画では、これまでの実施事業や令和3年7月に行ったアンケート結果を踏まえ、重点的に実施すべき事業を「学習支援」、「子どもの居場所づくり」、「養育費確保への支援」、「ヤングケアラーへの支援」の4事業としました。

## 1 学習支援

アンケート結果から、生活困難層の小学生の12.9%、中学生の18.5%が学校の授業で、わからないことが多い、またはわからないと答えており、そのうち、中学生の50.0%が小学生の頃からわからないと答えています。これまで、生活困難層の中学生の学習支援を実施し、学習会に参加した高校進学を希望する中学生の進学率が100%となるなど、一定の成果がみられていますが、早い時期からの学習支援がより効果的と考えられることから、今後は小学生の学習支援にも取り組みます。

小学生の学習支援については、学びの楽しさの体験と、学習習慣を身につけることを基本に実施することとしますが、家庭・地域・学校の連携及び協働が必要であり、地域における学習支援の体制とより効果的な指導方法などを検証するため、まずは実証事業を行い、本格実施につなげます。

## 2 子どもの居場所づくり

子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりは重要であり、地域住民等が主体となり、無料または低価格で子どもたちに食事を提供する「子ども食堂」が注目されています。アンケートでは、家の人がないとき、夕ご飯を食べる場所を使ってみたいと答えた生活困難層の小学生が50.9%、中学生が38.7%となっています。現在、市内には子ども食堂が14か所実施されており、子どもが「食べる」ことを通じて、生活習慣、社会的ルールなど様々なことを学べる場として、また、家庭的雰囲気味わえる場として、重要な役割を果たしています。

近年、このような食を提供する場のほか、学習支援、生活支援する場として、家でもない学校でもない「第三の居場所」が注目されています。特に家庭環境が複雑な子どもにとって、心のよりどころになると考えられるため、民間事業者と連携し、子どもの身体的・精神的な成長を支えます。



### 3 養育費確保への支援

ひとり親家庭のうち、特に母子家庭の所得は低く、経済的困窮となる家庭が多くあります。子どもの健やかな成長と生活の安定のため、離婚時の養育費を公正証書等の公的書類で取り決めておくことは重要です。しかしながら、本市の令和3年度ひとり親家庭アンケートでは、養育費について取り決めをしていないと答えた保護者は64.5%と多いため、今後は、養育費を公正証書等で取り決めることについての啓発や弁護士や司法書士による相談体制の充実を図ります。

あわせて、離婚届提出時や児童扶養手当申請時などに、母子・父子自立支援員が相談を受けるなど体制の整備を行います。

### 4 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。

中学2年生のアンケートから、本市においても、毎日2時間以上、兄弟姉妹の世話をすると答えた生徒が6.6%、家事をすると答えた生徒が3.2%、親や祖父母の介護をすると答えた生徒が1.1%となっており、一定数のヤングケアラーが存在すると想定されます。

ヤングケアラーについては、子ども自身が自らをヤングケアラーと認識できず、相談につながらない場合があります。また、保護者についても、本来守られるべき子ども自身の権利が侵害されている可能性があることを認識していない場合もあり、ヤングケアラーについての認知度向上のため、広く周知・啓発を行います。

孤立しがちなヤングケアラーへは、身近な学校や地域が存在を把握し、相談につなげ、関係機関との連携による各対象家庭の状況に応じた見守り、生活に対する助言や支援が必要です。また、対象家庭が抱える困難は複雑であることが多いため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援等を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の円滑な実施により、誰一人取り残さないよう体制の充実を図ります。

また、小中学校の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域の民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどに対し、研修等を通じてヤングケアラーの把握、アプローチに関しての理解促進を図ります。さらに様々な困難に対応するために行政のみならず、民間の関係者・団体が連携して寄り添い方の支援ができるようネットワークの構築を図ります。

基本目標 1 子どもが社会で「生きる力」を身につける  
学びづくり

基本目標 2 子どもが安心できる居場所づくり

### ○ 教育の支援・子どもの居場所づくり

#### (1) すべての子どもへの学力保障と自立する力の育成

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、すべての子どもの学力が保障されるよう、家庭や地域との連携を基盤に、学校の指導方法の工夫改善や一人ひとりに合った教育を推進し、学習環境の整備や学習習慣の確立を図るとともに、子どもたちの学力の把握に基づく課題の明確化と解決に向けた取組を推進していきます。

##### ① 学校教育による学力保障

学校に通う子どもの基礎的な学力が保障されるよう、「個別最適な学び」と「学び合い」のある授業づくりやICTを活用した教育の充実など、子ども一人ひとりの状況に応じた子どもの学びを深める取組を行います。

また、ふるさと宇部への誇りと愛着心をはぐくむ「宇部の精神（こころ）」をいかした教育、本市の伝統文化を学ぶ教育を進めます。

##### ② 一人ひとりの課題に応じた学習の支援

子ども一人ひとりへのきめ細かな指導ができるよう少人数で学習できる環境やICTを活用した「個別最適な学び」が実現できる環境を整備します。

学習の遅れなどの課題を抱えやすい背景を持つ子どもに対して、一人ひとりの課題に応じた学力向上につながる支援をします。

また、特別支援学級における教育の充実、切れ目ない一貫した支援体制の整備、不登校傾向の子どもを対象とするふれあい教室の運営、いじめや不登校に関する相談に対応する専門職の配置など、一人ひとりの状況に寄り添った学習支援の取組を行います。

### ③ 地域連携・協働による授業・補充学習の支援充実

日常の授業や昼休み、放課後の補充学習での地域ボランティアによる児童生徒の見守りなど、子どもが安心して学べる学習環境づくりを支援します。

## (2) 学習機会の創出 **重点**

家庭・地域・学校の連携及び協働により、地域における学習支援の充実を図り、子どもたちの居場所づくりや、生活困窮家庭において不足しがちな学習習慣と学力の定着への支援を行います。

### ① 生活困難世帯等の子どもの学習支援【拡充】

非生活困難世帯に比べ生活困難世帯等で授業の理解度が低い子どもの割合が高くなっています。生活困難世帯で授業を理解できていない中学生のうち、小学生の頃からわからなくなったと答えた子どもが多いことから、生活困難世帯の中学生に加え小学生の学習支援を実施し、学習の習慣の定着と理解度向上への支援を行います。

## (3) 特に配慮を必要とする子どもへの支援

困難を抱える子どもたちや保護者にとって、自身を取り巻く環境や経済的理由が学習することへの障害とならないよう、関係機関と連携して支援します。

### ① 学校・家庭訪問相談

不登校傾向にある児童生徒の家庭に対し、アウトリーチ型の支援相談を行い、関係機関へつなぎ、保護者の不安軽減を図ります。

### ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実

児童生徒一人ひとりが抱えるさまざまな悩みや困りごとを早期に把握し、適切な支援につなぐため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの家庭環境を踏まえた支援体制の充実を図ります。

### ③ 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもの就学の機会の確保と学校生活の充実を図るため、障害の有無にかかわらず、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、すべての児童生徒にとってわかりやすい授業や生活しやすい学級づくりを推進します。

### ④ 外国にルーツをもつ子どもへの支援

外国にルーツをもつ子どもがいきいきと学校生活を送り、夢や希望をもって成長できるよう、一人ひとりの日本語能力や学校生活適応の状況に応じた指導を行います。

## (4) 子どもの居場所づくり・地域における学習支援 **重点**

安定した生活基盤の確保が困難な世帯の子どもの生活を支援するとともに、地域と連携して、家でも学校でもなく、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

### ① 生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

誰一人取り残すことなく、誰もが住み慣れた地域で、安心・安全に暮らしていくために、地域の協力のもと、子どもに食事の提供や学習支援、地域の方との交流の機会を提供するなど、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを行います。

### ② 民間の子ども食堂等の取組支援

民間の事業者が実施している子ども食堂などの「第三の居場所」は、近年、注目されています。今後、食事の提供や学習支援などの、子どもの居場所づくりに関する取組を支援します。

### ③ 若者の居場所づくり

中高校生や高校中退者が安心して過ごせる居場所として、若者ふりースペースを設置し、自由に過ごせる場を提供するとともに、相談支援を行います。

## 基本目標3 子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり

### ○ 生活の安定に資するための支援

#### (1) 妊娠期からのきめ細やかな支援

妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行い、子育てに対する負担の軽減や健康診査の実施、仲間づくりの機会の提供を行います。

##### ① 妊娠期からの切れ目のない支援

子どもが健やかに成長するよう、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行います。すべての妊婦に対する面談をはじめ、出産後の赤ちゃん訪問などにより、支援を必要とする妊産婦を早い段階で発見し、必要な支援につなぐ取組を進めます。

「子育て世代包括支援センターUbeハピ」では、妊娠期から子育て期における多様なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点となるよう、保健、福祉等専門知識を持つ職員を配置し、支援の充実を図ります。

##### ② 妊産婦健康診査・妊婦歯周病検診

親子健康手帳（母子手帳）の交付時に妊産婦健康診査受診票等を配布し、妊娠中及び産後に委託医療機関で受ける健康診査の費用を一部助成し、妊娠の経過や産後の体調を確認し、不安解消を図ります。

##### ③ 産後ケア事業【拡充】

出産後、心身の不調又は育児不安等があり、特に育児支援を要する家庭を対象に産後ケア事業を実施します。

また、外出が困難な出産後の母親への支援等、多様なニーズに応じた支援の充実を図ります。

##### ④ 子育てサークルの実施と保育園における子育て支援センター機能の充実

子育てに関する様々な悩みの解消と子ども同士のふれあいのため、専門的な観点から相談できる子育てサークルや子育て支援センターの活動の充実を図ります。

## (2) 保護者の生活支援

保護者に対し、育児と仕事の両立支援のほか、社会的な孤立や育児不安を解消するため、子育て情報の提供や気軽に相談できる体制の充実を図り、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

### ① 保護者の自立支援

生活に困窮する世帯が自立した生活を営めるよう、生活の安定のための相談支援の充実を図るとともに、安心して就労ができるよう保育環境の充実を図ります。

ひとり親の家庭等の保護者には、母子・父子自立支援員による総合相談等により、自立に向けた支援を行います。

### ② 保育環境の充実

就労のため保育を必要とする保護者のニーズに対応するために、保育園における保育士の確保と定着、施設の整備など保育環境の充実を図ります。

また、学童保育クラブの体制を整備するとともに、内容の充実を図り、保護者が安心して就労できるよう取組を進めます。

### ③ 保護者の育児負担の軽減

子育てに関する様々な事情に対応するため、病児・病後児保育や一時預かり、延長保育を実施するとともに、ファミリーサポートセンターの事業の充実を図ります。

また、児童養護施設等における児童の一時預かり（ショートステイ）、夜間や休日の擁護（トワイライト）を支援します。

### ④ 母子生活支援施設等の活用

専門的で継続的な支援の必要な母子世帯に関して、母子生活支援施設等や公営住宅への入居の相談支援を行います。

### ⑤ 住宅支援

子育て世帯やひとり親世帯、多子世帯などに対して、公営住宅の入居に関する優遇を図ります。

### (3) 子どもの生活支援

子どもたちが、食や生活に関する好ましい習慣を身につけることができるよう支援を行います。また、子どもの健やかな発達を支援するため、健康診査などの事業の充実を図るとともに、医療費助成制度により必要とする子どもが医療を受けられるよう支援します。

#### ① 食育の推進に関する支援

乳幼児期は、子どもの健やかな発育、発達や健康の基盤が作られ、食習慣や生活習慣の形成に重要な時期であり、保育園、幼稚園、学校等の給食での食育を進めるとともに、食生活の習慣づけを啓発し、心身ともに健康となるよう支援します。

#### ② 子どもの食事や良好な栄養状態の確保

子どもの食事や良好な栄養状態を確保するため、義務教育を受ける子どもに関して、就学援助制度や生活保護教育扶助により、学校給食費を支援します。

#### ③ 小児医療の充実

子どもの健康の維持や増進は、子どもの健やかな発育・発達の基盤となります。

すべての子どもが適切に医療を受けられるよう、関係機関と連携し、相談体制を充実します。

#### ④ 子どもの生活や健康への支援【拡充】

子どもの病気の早期発見のため、健康診査や乳幼児に対する発達診断などに関する事業を推進します。また、必要とする子どもにもれなく医療が届くよう、乳幼児医療費助成制度や子ども医療費助成制度により、医療費の自己負担分を助成します。

また、未熟児や障害を有し治療を要する子どもへの未熟児養育医療や自立支援医療の制度により、医療費の負担の軽減を図ります。



#### (4) 子どもの社会的自立への支援

学校との関係が希薄となった高校中途退学者、高校を卒業したものの職業についていない者や不安定就労にある者のほか、様々な課題を抱える若者に対し、就労支援や就労に向けた経済的支援を行い、社会的な自立を促します。

##### ① ひとり親家庭で困難を抱える子どもに対する社会的自立支援

子どもと向き合う時間が十分に取れないなどの理由で、保護者との関わりが希薄なひとり親家庭の子どものうち、高校中退者等へ学び直しの支援を行います。

##### ② 保護者の援助を受けられない子どもや高校中退者等への社会的自立支援

保護者の援助を受けられない子どもや不登校の状態が長期化した子ども、高校を中退した若者に対しては、相談できる場として、若者ふり～スペースを設けるほか、うべ若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルティング、心理カウンセリング、体験活動、就労準備など対象者の状態に応じた段階的な支援を実施します。

また、生活保護受給者に対しては、支援員による就学援助や就労支援を行います。





## (5) 子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり

子どもたちの生活を支える家庭の経済的な健全化を図るために、家計の再建の支援を行います。

また、一時的に保護者が養育できなくなった際に施設等で子どもが生活できるよう支援します。

### ① 家計改善支援事業

生活困窮者の家計の再建を支援するため、生活サポートセンターうべで専門家による家計相談を実施します。

### ② 子育て短期支援事業

保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育が出来なくなった場合などに、児童養護施設等での預かりを行います。また、保護者の希望に沿って里親での預かりについても実施します。

## ○ 保護者に対する経済的支援及び職業生活の安定と向上のための就労支援

### (1) 子どもたちの健全な育成に係る経済的支援

子どもの貧困対策を進めるためには、世帯の生活の安定が重要であることから、子育て世帯やひとり親世帯への経済支援を行います。

#### ① 子育て世帯への経済支援【拡充】

家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当の支給や乳幼児及び子ども医療費の助成を行います。

#### ② ひとり親世帯への経済支援

ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費の助成を行います。

### (2) 保育・幼児教育・義務教育に係る経済的負担の軽減

質の高い保育・幼児教育は、子どもの健全な発達や親の子育て環境に大きな影響を与えることから、保育・幼児教育の無償化などにより負担軽減を行います。

また、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的な支援を行います。

#### ① 就学前段階の支援の充実

すべての子どもが安心して質の高い保育・幼児教育を受けられるよう、保育園や幼稚園の利用者負担額については、3歳以上児の無償化を実施します。保育園等の3歳未満児については、国の徴収基準より低い額に設定し、負担の軽減を図ります。

また、多子世帯における保育園や幼稚園の利用者負担額及び副食費については、世帯の所得等に応じて軽減します。

## ② 義務教育段階の就学支援の充実

義務教育に関しては、就学援助を実施し、教材費などの費用負担を軽減します。

また、特別支援教育について、就学奨励費を通じて障害のある子どもへの支援を行います。

## (3) 高等教育等の段階の経済的負担の軽減

家庭の状況に関わらずに進学意志のある子どもが安心して勉学に励めるよう、経済的な支援を行います。

### ① 高等学校進学・修学のための経済的負担の軽減

給付金・貸付・減免など県や市の制度を活用して、高等学校進学や修学に伴う家庭の教育費負担の軽減を図ります。

### ② 大学・専修学校等進学・修学に対する支援の充実

奨学金・貸付・減免などの活用を支援し、大学・専修学校等進学や修学に伴う家庭の教育費負担の軽減を図ります。

また、生活保護受給中の高校生の就労収入のうち、大学・専修学校等進学や修学するための費用は、収入として認定しないように取り扱います。

### ③ ひとり親家庭の子どもの高等学校等への進学・修学に対する支援の充実

ひとり親家庭の子どもが、高等学校や大学、専修学校等への進学を断念することがないように、就学支度金や授業料などの貸付を行い、教育費負担の軽減を図ります。



#### (4) 養育費確保への支援 **重点**

ひとり親家庭の子どもの健やかな成長と生活の安定のため、養育費の取り決めは重要であることから、養育費の確保に向けた支援や支援制度について啓発活動を行っていきます。

##### ① 養育費確保のサポート事業【新規】

弁護士や司法書士による法律相談、公正証書の作成等にかかる費用の助成や裁判所への付き添い支援などを行い、養育費確保の支援を行います。

##### ② 支援制度に関する啓発【新規】

養育費取得の取り決めに関する手続きや相談窓口などの必要な情報について情報発信を行うとともに、養育費についての理解が広がるように啓発活動を行います。

#### (5) 就労に関する相談窓口の充実

子どもが安定した家庭環境で育つために保護者の経済的な安定は重要です。保護者が自立できるよう、保護者の就労を支援します。また、就職に有利となるように学び直しの支援を行います。

##### ① 保護者の就労支援

本市では、多様な働き方確保支援センター（JOB STA）において、履歴書の書き方や面接対策のほか、ハローワークの求人情報をはじめとした様々な情報を活用し、多様な分野にわたる就労相談や職業紹介を専門の相談員が行います。

経済的困難を抱える家庭に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく「生活相談サポートセンターうべ」において、就労支援に加え、生活（家計）や住まいのことなど、ワンストップで相談支援を行います。

生活保護受給者に対しては、自立支援サポート会議を開催し、チームによる総合的な就労支援を行います。

## (6) ひとり親に対する就労支援

ひとり親家庭の生活基盤安定のため、保護者への就労支援や学び直しの支援に取り組むとともに、就職に有利な資格を取得するための経済的支援を行います。

### ① 資格取得への支援

雇用保険の教育訓練講座を受講し、教育訓練を修了したひとり親家庭の父または母に受講費用として自立支援教育訓練給付金を支給します。

また、ひとり親家庭の父または母が、就職に有利な資格取得のために、養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

### ② 学び直しの支援

ひとり親家庭の生活安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に受講費用の一部として高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を支給し、就労に役立つ学び直しを支援します。

## (7) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

生活困窮世帯への就労支援の取組を推進し、生活基盤の安定と経済的自立に向けた支援を行います。

### ① 就労機会の確保

生活保護受給者の就労意欲喚起や就労に向けた助言・指導を行い、就労により経済的に自立できるよう支援します。

### ② 生活困窮者の自立支援

生活相談サポートセンターうべにおいて、生活困窮者の自立にむけ、関係機関と連携し、就労に関するフォローアップを行います。

## 基本目標 4 支援が必要な子どもをつなぐ仕組みづくり

### ○ 困難を抱える子どもへの支援

#### (1) 子どもの見守りによる孤立防止

地域と連携し、子どもが孤立しないように民生委員・児童委員による相談援助などの見守り活動を支援していきます。

##### ① 地域見守り活動

地域の見守り役や身近な相談役、専門機関へのつなぎ役など様々な活動に取り組む民生委員・児童委員による相談援助などの見守りや、地域ボランティアである福祉委員による活動などと連携し、子どもが孤立しないように相談援助などの見守り活動を進めます。

##### ② その他の孤立防止活動

児童相談所など関係機関と連携し、児童虐待の通報・相談への対応や、子どもの抱える悩みを早期に発見するための取組を行います。また、子どもたちの様々な悩みなど、心の問題に対応できるよう、一人ひとりに寄り添った相談支援を行います。

#### (2) ヤングケアラーへの支援 **重点**

ヤングケアラーが、ケアの責任を有していない他の子どもと同じライフチャンスを持ち、心身の健やかな成長及び発達を図られるように、ヤングケアラーと思われる子どもを早期に発見し、関係機関と連携し、柔軟な教育の機会とサポートを提供していきます。

##### ① ヤングケアラーについての周知・啓発【新規】

ヤングケアラーについて、子ども自身がSOSを発信できるよう、また保護者も子どもへの影響や問題点の認識ができるよう周知・啓発を行います。また、市民や地域で活動する団体等に周知・啓発を行い、ヤングケアラーの理解促進につなげます。

## ② 民生委員・児童委員等への活動支援【新規】

地域で孤立しがちなヤングケアラー等の把握や見守り、生活相談に対する助言のほか、必要なサービスにつなぐなど大きな役割が期待される民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー、ケアマネージャーに対し、研修等を通じてヤングケアラーへの支援に関する理解促進を図り、活動を支援します。

## ③ 教育・福祉・医療の連携【新規】

ヤングケアラーの子どもたちを早期に把握し、支援につなぐ仕組みを教育委員会、福祉、医療などの関係機関と連携して構築します。

## ④ 相談体制の整備【新規】

ヤングケアラーに対する相談は、「子育て世代包括支援センターUbeハピ」が総合窓口として受け付けます。ヤングケアラーに気づいた人や当事者が不安や悩みを相談しやすいよう、SNSなどを活用した相談体制についても整備に努めます。

# (3) 保護者の孤立防止

子育て世帯が孤立することなく子どもを養育できるよう、妊娠届出時から支援を要する世帯を把握し、関係機関と連携して効果的な対策を実施します。

## ① 相談支援活動

妊娠期から子育て期にわたり、保護者と子どもの総合的相談支援を行うワンストップ拠点である「子育て世代包括支援センターUbeハピ」では、母子保健コーディネーター（保健師等の専門職）が、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時にすべての妊婦を対象として、面談を実施します。また、随時、妊産婦等からの相談を受け、必要に応じて医療機関（産科・小児科等）や子育て支援機関等の関係機関と連携し、切れ目のないきめ細かい支援を実施します。子どもが健やかに成長するよう、妊娠届出時に加えて、妊娠7か月のすべての妊婦に面談を行い、アセスメントシートの作成等により、支援を必要とする妊婦を早い段階で発見し、必要な支援につなぐ取組を進めます。また、すべての乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」では、子育てに関する情報の提供や、子どもとその保護者の心身の状態や養育環境を把握します。

#### (4) 地域で支える支援体制づくり

子どもの貧困対策について、地域やNPO、民間企業などに幅広く理解と協力を求め、子どもの貧困対策事業を支える人材づくりを展開します。また、地域の活動団体や支援したい人・企業をつなげるなど、子どもを支援する地域の活動をさらに発展させます。

##### ① 地域人材の育成

子どもとその家庭にかかわる人々が、子どもの貧困の問題に関する知識を深めるための研修を行うなど、支援する人材の確保と育成に取り組みます。

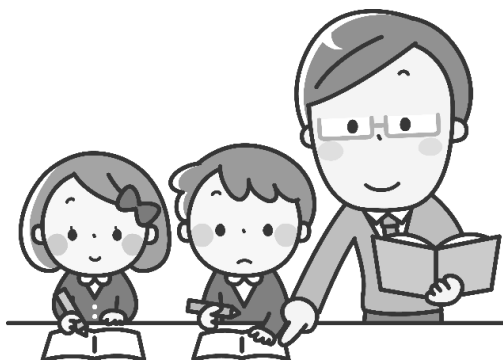
また、地域づくりに関する専門的な知識・スキルを有する中間支援組織と連携し、地域間交流事業、地域づくり相談事業や地域の人材育成を支援します。

##### ② 地域活動支援

子どもの貧困対策に寄与する地域の支援者の育成や、活動団体に対する活動支援を行います。また、子どもの貧困対策に関する取組が、幅広い理解を得られるよう、情報発信を行います。

##### ③ 切れ目ない支援のための体制

すべての子どもが健やかに成長できるよう、妊娠期、乳幼児期、学齢期、18歳までの青年期を通じた切れ目のない支援と、関係者が連携・情報共有できるネットワークづくりを進めます。





## (5) 相談体制の充実と関係機関の連携

妊娠・出産・育児における一人ひとりの不安感や負担感を解消するとともに、児童福祉の向上を図るため、宇部市では、平成30年度より、家庭児童相談と母子保健の機能を連携させた「宇部市子育て世代包括支援センターUbeハピ」を開設して、妊娠期から切れ目なく一体的に支援を行っています。あわせて、児童相談所、学校、警察署及び児童委員等、関係機関との連絡を緊密にして、子どもの育成に関する相談業務を充実するとともに、児童虐待の通報・相談や子どもたちがそれぞれ抱える課題の解決に向けて寄り添っていけるよう支援の充実を図ります。

### ① ワンストップ相談窓口としての「宇部市子育て世代包括支援センターUbeハピ」の充実

「宇部市子育て世代包括支援センターUbeハピ」では、子育てに関する相談や、子どもの発達に関すること、養育に関すること、虐待に関することのほか、ヤングケアラーに関すること、生活習慣に関する相談など、当事者のみならず関わりのある人達からの相談を受け付けていますが、今後さらに子どもに関する多様な相談をワンストップで受けるために、保健、福祉等様々な専門的知識を持つ職員を配置し、支援体制の強化を図ります。

### ② 教育と医療・福祉の連携

乳幼児期や学齢期の子どもにとって最も身近である学校、保育園・幼稚園、産科・小児科を中心とする医療機関を、貧困の連鎖を断ち切るための「気づきの場」として位置づけ、早期に必要な支援につなげられるよう、教育委員会や児童相談所、医療機関などの関連機関、こども支援ネットワーク協議会との連携強化を図ります。

一人ひとりの子どもとその家庭に寄り添った伴走型の支援を行うため、学校と福祉をつなぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置を推進するとともに、子どもの心のケアを行っていくために、スクールカウンセラーによる支援を充実していきます。また、中学校卒業者や高校を中退した若者の健全育成と社会的自立に向け、地域や民生委員・児童委員、関係団体等と連携を図ります。

## 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた子どもの貧困対策

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の見通しが立たない中、子育て家庭に、大きな影響をもたらしています。令和3年版の厚生労働白書によると、新型コロナウイルス感染症は、休業・労働時間いずれも子育て女性への影響が大きく、本市においても同様の影響があるものと推測されます。感染拡大期には、外出の抑制や学校の臨時休業等に伴い子育て負担が増加し、また、親の離職や休業等による収入減少で、経済的困窮に陥る家庭が増え、特に就労形態が不安定な母子世帯等を始めとする生活困窮世帯にとって、精神的にも経済的にも重大な影響を及ぼしています。

このため、学びの機会や子どもの居場所の確保や子育て世帯の負担軽減が図られるよう新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた子どもの貧困対策を推進します。

### 1 教育の支援・子どもの居場所づくり

GIGAスクール構想によって整備されたICTを活用し、家庭学習の充実や臨時休業等においても学びの機会を確保するとともに、長期欠席の状況にある子どもの家庭における学習機会確保のため、ポケットWi-Fiの貸出により支援します。

※「ICT」とは…

コンピュータやインターネットなどの情報コミュニケーション技術（Information and Communication Technology）のことです。

※「GIGA スクール構想」とは…

小中高等学校など教育現場で児童・生徒各自がICT端末を活用できる取り組み

### 2 生活の安定に資するための支援

定例的に実施している子ども食堂の活動に加えて、困難を抱える家庭への食事の配達等の実施において、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式への対応を支援します。

また、まだ食べられるのに様々な理由で処分されてしまう食品を回収し、それらを必要とする施設等に届けるフードバンク活動により、子ども食堂等の運営を支援し、子どもの健全な育成を推進します。

「子育て世代包括支援センターUbeハピ」等による妊娠期から子育て期の相談体制を充実し、困難を抱える家庭の把握と必要な支援につなげます。

### 3 保護者に対する経済的支援と職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により収入が減少し、進学や就学を断念することがないように社会福祉協議会の生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金の活用ができるよう支援します。

困難を抱える保護者には、生活相談サポートセンターうべと連携し、専門の相談による困りごとの解決を支援します。

### 4 困難を抱える子どもへの支援

新型コロナウイルス感染症の収束の予測がつかない中、保護者の就労形態の変化、収入減とともに、子どもの学校生活も変化し、心身共に大きな影響が及ぼされる状況が今後も続くと予想されます。そのため、子どもの変化を見逃さないよう、教育機関や民生委員・児童委員等地域の関係者の連携を更に強め、誰一人取り残さない社会の実現を図ります。



# 第7章

## 計画の推進

### 1 数値目標の設定

子どもの貧困対策を推進するために、基本目標ごとに以下の12の項目を数値目標として設定します。

		前計画 目標	R3 年度 実績	R6 年度 目標
1-1	自分には良いところがあると思う児童の割合（小6）	—	35.2%	増加
1-2	自分には良いところがあると思う生徒の割合（中3）	—	37.7%	増加
2-1	将来の夢や目標を持っている児童の割合（小6）	80%	60.7%	80%
2-2	将来の夢や目標を持っている生徒の割合（中3）	55%	38.8%	55%
3	生活保護世帯の子どもの高等学校進学率	97.0%	94.7%※ <sup>1</sup>	100%
4	生活保護世帯の子どもの高等学校退学率	減少	0%※ <sup>1</sup>	減少
5	学習支援を受講した中学3年生のうち高校進学を希望する生徒の高校進学率	—	100%※ <sup>1</sup>	100% 維持
6	困ったとき、相談相手がいる児童生徒の割合	—	98.1%	99%以上
7	困ったときに、相談できる機関を知っている生徒の割合	—	—	増加
8	子ども食堂の数	—	14	24
9-1	母子家庭の親の就業率	90.0%	89.4%※ <sup>2</sup>	90.0%
9-2	父子家庭の親の就業率	95.0%	90.9%※ <sup>2</sup>	95.0%
10	ひとり親家庭のうち、養育費の取り決めをしている世帯の割合	—	31.7%	増加
11	スクールソーシャルワーカーの配置人数	5人	3人	5人
12-1	困ったとき、相談できる人がいないと答えた保護者の割合（小5保護者）	—	3.2%	減少
12-2	困ったとき、相談できる人がいないと答えた保護者の割合（中2保護者）	—	5.4%	減少

※<sup>1</sup>令和2年度の実績

※<sup>2</sup>平成29年度実績値

## 2 計画の進行管理

### (1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、本市の子育て施策・教育・保健・福祉・雇用など様々な分野の施策や事業を子ども自身の成長・自立の視点に立って、これまで以上に相互に連携し、横断的に取り組んでいく必要があります。そのため、第五次宇部市総合計画前期実行計画の推進に合わせ、本市の関係部署相互での連携を密にし、本計画の着実な推進を図ります。

## 施策関連事業

### 1 施策関連事業

#### ○ 教育の支援・子どもの居場所づくり

##### (1) すべての子どもへの学力保障と自立する力の育成

###### ① 学校教育による学力保障

関連事業名	事業内容	担当部署
学力向上推進事業 ふるさと学習副読 本作成事業	<p>学校教育において「個別最適な学び」と「学び合い」のある授業づくりや ICT を活用した教育を充実するなど、子どもの基礎的な学力が保障される取組を行います。</p> <p>また、ふるさと宇部への誇りを育み、愛着心を高める「宇部の精神（こころ）」を生かした教育、本市の伝統文化を学ぶ取組を行います。</p>	教育委員会 学校教育課

###### ② 一人ひとりの課題に応じた学習の支援

関連事業名	事業内容	担当部署
GIGAスクール構想 推進事業	<p>Society5. 0時代を生きる児童に、ICT を効果的に活用したわかり易い授業を展開し、情報モラルや機器の基本的な操作など情報活用能力の向上を図るとともに、教員の指導力の向上を図ります。</p> <p>また、特別支援学級における教育の充実、切れ目ない一貫した支援体制の整備、不登校傾向の子どもを対象とするふれあい教室の運営、いじめや不登校に関する相談に対応する専門職の配置など、一人ひとりの状況に寄り添った学習支援の取組を行います。</p>	教育委員会 学校教育課 教育支援課

関連事業名	事業内容	担当部署
特別支援教育推進事業 ふれあい教室等不登校対策推進事業 いじめ対策推進事業	<p>発達障害児とその保護者が安心して就学や進学ができるよう、各関係機関と連携して就学相談会や進路学習会等を実施し、相談体制の充実を図ります。</p> <p>不登校問題については、不登校傾向の児童生徒が通う全市の拠点施設「ふれあい教室」と各中学校区の中学校校舎内に設置した「校内ふれあい教室」を運営し、不登校の段階に応じた児童生徒へのきめ細やかな対応をします。</p> <p>いじめ問題については、SNSを活用した相談体制の充実や、いじめ対策推進支援員を配置し、市内公立小中学校を巡回し、いじめ防止に係る監督、指導を行います。</p>	教育委員会 教育支援課

## ③ 地域連携・協働による授業・補充学習の支援充実

関連事業名	事業内容	担当部署
学校教育活動支援ボランティア推進事業	各学校のボランティアの活動状況を、市や学校のウェブサイト、学校便り等で紹介していくことで、ボランティア活動を活性化させ、地域に開かれた学校づくりを推進します。	教育委員会 コミュニティスクール推進課

## (2) 学習機会の創出

## ① 生活困難世帯等の子どもの学習支援

関連事業名	事業内容	担当部署
就学生活支援事業	就学生活支援員とケースワーカーが連携し、子どもとその保護者である親に対し、就学と就労のための専門的な支援を行います。	健康福祉部 生活支援課
子どもの学習支援事業	生活困難世帯（生活保護、就学援助受給世帯）の小中学生、中学生を対象に、学習意欲及び学力向上を図るため学習支援（小学生1か所、中学生6か所）を行い、当該児童生徒の健全な育成を支援します。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

### (3) 特に配慮を必要とする子どもへの支援

#### ① 学校・家庭訪問相談

関連事業名	事業内容	担当部署
訪問型家庭教育支援事業	7中学校区に13名の支援員を配置し、学校との情報共有のもと、支援が必要と認められる家庭を訪問し、面談によって得た家庭の課題を、必要に応じ関係機関へつなぎ家庭の不安軽減を図ります。	教育委員会 教育支援課

#### ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実

関連事業名	事業内容	担当部署
ふれあい教室等不登校対策推進事業	スクールカウンセラー7名、スクールソーシャルワーカー4名を配置し、担当校制により、市内全公立小中学校をカバーし、児童生徒の抱える悩みや問題のある家庭環境の改善に努めます。	教育委員会 教育支援課

#### ③ 障害のある子どもへの支援

関連事業名	事業内容	担当部署
ユニバーサルデザイン教育推進事業	推進校を選定し、障害の有無にかかわらず、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業や生活しやすい学級づくりの実践研究を行います。	教育委員会 教育支援課

#### ④ 外国にルーツをもつ子どもへの支援

関連事業名	事業内容	担当部署
日本語指導による授業支援	日本語指導が必要な児童が安心して学校生活を送ることができるよう、母国語や英語で授業支援や児童・保護者とのコミュニケーションを補助します。支援員には、謝礼及び旅費を支給します。	教育委員会 学校教育課

### (4) 子どもの居場所づくり・地域における学習支援

#### ① 生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

関連事業名	事業内容	担当部署
地域での子育て支援	ふれあいセンターの提供を通して、学童保育や子育て支援活動等の取組を支援します。	市民環境部 市民活動課



関連事業名	事業内容	担当部署
指導監査事業	宇部市社会福祉法人地域公益活動推進協議会との連携や指導監査等を活用し、協議会会員法人やその他社会福祉法人に対して、情報発信等を行い、取組の促進を図ります。	健康福祉部 地域福祉・指導監査課

## ② 民間の子ども食堂等の取組支援

関連事業名	事業内容	担当部署
子ども食堂等開設・運営支援	子ども食堂などの子どもの居場所づくりを促進するため、県のコーディネーターと連携して情報発信等を行い、開設・運営等を支援します。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

## ③ 若者の居場所づくり

関連事業名	事業内容	担当部署
若者の居場所事業	学校や家庭以外での自主学习スペースとして、また、中高生や高校中退者が安心して自由に過ごせる場として、中心市街地に若者ふりースペースを設置し、若者の精神的負担の解消につながる支援、相談を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

## ○ 生活の安定に資するための支援

## (1) 妊娠期からのきめ細やかな支援

## ① 妊娠期からの切れ目ない支援

関連事業名	事業内容	担当部署
子育て世代包括支援センターUbe ハピ（母子窓口・訪問等）事業 母子保健推進員の活動 訪問による育児指導（親子によりそう育児支援事業）	「子育て世代包括支援センターUbe ハピ」で、専門職が、妊娠届出時及び7か月時の面接を行い、適切な支援のための調整を行います。 また、切れ目ない支援のために、医療機関等関係機関と調整して、妊娠中から産後の支援を行います。 地域の赤ちゃん訪問員（母子保健推進員）が、赤ちゃん訪問を行い、育児に関するアドバイスを行います。 また、養育が必要な対象者には、専門職による育児指導を継続して行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

② 妊産婦健康診査・妊婦歯周病検診

関連事業名	事業内容	担当部署
妊産婦健康診査	妊娠中から産後まで健康診査の実施を行い、費用の助成を行います。未受診者等支援が必要な人へは、医療機関と協力して支援を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
がん患者に優しい まちづくり推進事業	委託医療機関での歯周病検診ならびに口腔衛生指導、妊娠期に合わせた歯科保健指導などの検診費用を助成します。	健康福祉部 健康増進課

③ 産後ケア事業

関連事業名	事業内容	担当部署
産後ケア・産後サポート事業 多胎児育児支援事業	医療機関でのデイサービス、ショートステイ、訪問助産師による訪問を行い、産後の心身の不調や育児への支援を行います。 専門の機関において、子どもと一緒に過ごし、専門職のアドバイスを受けることで、子育てへの不安を解消します。 多胎児を育てることへの心身の負担を軽減するために、交流会や多胎児育児経験者によるサポートを行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

④ 子育てサークルの実施と保育園における子育てセンター機能の充実

関連事業名	事業内容	担当部署
子育て支援拠点事業	未就園の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や情報交換、育児相談を行う場の充実を図ります。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

## (2) 保護者の生活支援

## ① 保護者の自立支援

関連事業名	事業内容	担当部署
ひとり親家庭等自立支援推進事業	ひとり親家庭が抱える様々な悩みをワンストップで相談できる総合相談窓口を設置し、母子・父子自立支援員が一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行います。	こども・若者 応援部 子育て支援課
①公立保育園管理経費 ②公立保育園運営経費 ③私立運営費補助金 ④特別保育推進経費 ⑤公立保育園施設整備事業費 ⑥私立保育園施設整備事業費 ⑦民間保育サービス施設経費 ⑧私立保育園保育実施経費 ⑨学童保育推進経費 ⑩認定こども園経費 ⑪地域型保育経費	未就学児の保育については、市内のエリアの需給バランスを踏まえ、施設整備や定員増減を検討し、保護者のニーズに合った保育の提供に努めます。また、学童保育については、教育委員会と連携し、安心安全な運営と内容の充実を図ります。	こども・若者 応援部 保育幼稚園 学童課
保護者の相談援助	子育ての悩みや保護者の心身の健康管理など相談援助等を行います。	健康福祉部 健康増進課

## ② 保育環境の充実

関連事業名	事業内容	担当部署
①待機児童対策推進経費 ②公立保育園施設整備事業費 ③私立保育園施設整備事業費 ④学童保育推進経費	未就学児の保育については、保育需要に柔軟に対応するため、保育士確保に努めるとともに、研修等を通して、保育の質の向上を図ります。また、安心して保育ができるよう施設などの整備についても、保育需要を勘案しながら検討します。 学童保育については、指導員の研修やアンケート実施による保護者ニーズの把握により、内容の充実を図ります。	こども・若者 応援部 保育幼稚園 学童課

③ 保護者の育児負担の軽減

関連事業名	事業内容	担当部署
病児・病後児保育事業	病気や病気回復期にある児童を小児科に併設された施設において一時的に預かります。県内全域での広域協定により、引き続き利便性の向上を図ります。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立のため、地域で行うファミリー・サポート・センター事業について、制度周知を図ることで利用を促進するとともに、提供会員確保に取り組みます。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
子育て短期支援事業	保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育が出来なくなった場合などに、児童養護施設等での預かりを行います。また、市内には、児童養護施設がないため、保護者と相談しながら里親での預かりについても実施します。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
特別保育推進経費	保護者の就労条件に対応する保育所の延長保育の実施のほか、病気に罹患し、保育所で保育できない子どもを預かる病児・病後児保育や、保護者の疾病などにより緊急に保育が必要となった場合などに預かる一時保育などを実施します。 また、子育てを手伝う会員と手伝ってほしい会員による援助活動であるファミリー・サポート・センター事業や児童養護施設での一時預かり、休日・夜間預かりにより、保護者の育児負担の軽減を図ります。	こども・若者 応援部 保育幼稚園 学童課

④ 母子生活支援施設等の活用

関連事業名	事業内容	担当部署
母子生活支援施設等の入所調整	専門的で継続的な支援の必要な母子世帯に関して、母子生活支援施設等や公営住宅への入居の相談支援を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

⑤ 住宅支援

関連事業名	事業内容	担当部署
生活困窮世帯への市営住宅優先入居	子育て世帯やひとり親世帯、多子世帯などに対して、公営住宅の入居に関する優遇を図ります。	都市整備部 住宅課

## (3) 子どもの生活支援

## ① 食育の推進に関する支援

関連事業名	事業内容	担当部署
離乳食教室	離乳食について、管理栄養士が中心となって、献立や実施方法について、相談支援を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
①公立保育園運営 経費 ②私立保育園運営 経費 ③私立幼稚園事業 補助経費	保育園や幼稚園等において、給食の時間を活用して、成長や健康に対する「食べる」ことの役割について教育をするとともに、よりよい食習慣や生活習慣の定着を進めます。また、アレルギーのある子どもに安心して給食を提供できるよう、研修等により質の向上を図ります。	こども・若者 応援部 保育園 幼稚園 学童課
食育啓発事業	PTA、学校保健連合会等との連携において、確かな栄養摂取のために朝食摂取率向上を図る取組を行います。 全国学校給食週間等の食育啓発期間において、郷土料理や各国の料理について学習する機会を提供することにより、食育の推進を図ります。 栄養教諭が実施する食に関する指導研修会への教職員の参加者数を増やすことで、栄養教諭が在籍していない学校にも郷土食や栄養摂取の重要性を伝えるよう努めます。	教育委員会 学校教育課

## ② 子どもの食事や良好な栄養状態の確保

関連事業名	事業内容	担当部署
就学援助事業	経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学校給食費を援助します。	教育委員会 総務課
教育扶助の支給	学校給食費を支給します。	健康福祉部 生活支援課

## ③ 小児医療の充実

関連事業名	事業内容	担当部署
医療機関と連携した相談体制	医療機関との連携による宇部市休日・夜間救急診療所での医療提供や、適切な医療受診につなぐための小児救急医療電話相談(＃8000)の啓発を行います。	健康福祉部 健康増進課

#### ④ 子どもの生活や健康への支援

関連事業名	事業内容	担当部署
乳幼児医療費助成事業	未就学児の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
子ども医療費助成事業	小中学生の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の児童及び父又は母の医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
乳幼児健康診査	生後 2 週間から幼児までの健康診査の実施を行い、費用の助成を行います。未受診者等支援が必要な人へは、医療機関と協力して支援を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
自立支援医療（育成医療）	肢体不自由・視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害・心臓・じん蔵・小腸機能障害などで、医療を行わないと将来障害を残すと認められる18歳未満の児童が、指定医療機関で受けた医療の医療費の自己負担の一部を助成します。	健康福祉部 障害福祉課

#### （４） 子どもの社会的自立への支援

##### ① ひとり親家庭で困難を抱える子どもに対する社会的自立支援

関連事業名	事業内容	担当部署
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親または子どもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給します。	こども・若者 応援部 子育て支援 課

## ② 保護者の援助を受けられない子どもや高校中退者等への社会的自立支援

関連事業名	事業内容	担当部署
若者の居場所事業 【再掲】	学校や家庭以外での自主学習スペースとして、また、中高生や高校中退者が安心して自由に過ごせる場として、中心市街地に若者ふりースペースを設置し、若者の精神的負担の解消につながる支援、相談を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
就学生活支援事業 就労支援事業	就学生活支援員とケースワーカーが連携し、子どもとその保護者である親に対し、就学と就労のための専門的な支援を行います。	健康福祉部 生活支援課

## (5) 子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり

## ① 家計改善支援事業

関連事業名	事業内容	担当部署
生活困窮者家計改善支援事業	家計の遺り繰りに問題がある人などに対し、家計の再生を図るため、家計表の作成や債務整理に関する支援等を行います。	健康福祉部 地域福祉・指 導監査課

## ② 子育て短期支援事業

関連事業名	事業内容	担当部署
子育て短期支援事業【再掲】	保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育が出来なくなった場合などに、児童養護施設等での預かりを行います。また、市内には、児童養護施設がないため、保護者と相談しながら里親での預かりについても実施します。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

## ○ 保護者に対する経済的支援及び職業生活の安定と向上のための就労支援

## (1) 子どもたちの健全な育成に係る経済的支援

## ① 子育て世帯への経済支援

関連事業名	事業内容	担当部署
児童手当	中学校修了までの児童を養育する保護者に手当を支給します。	こども・若者 応援部 子育て支援 課

関連事業名	事業内容	担当部署
乳幼児医療費助成事業	未就学児の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども・若者 応援部 子育て支援課
子ども医療費助成事業	小中学生の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども・若者 応援部 子育て支援課

## ② ひとり親世帯への経済支援

関連事業名	事業内容	担当部署
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している保護者に手当を支給します。	こども・若者 応援部 子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の児童及び父又は母の医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども・若者 応援部 子育て支援課

## (2) 保育・幼児教育・義務教育に係る経済的負担の軽減

### ① 就学前段階の支援の充実

関連事業名	事業内容	担当部署
①公立保育園運営経費 ②私立保育園運営経費 ③私立保育園保育実施経費 ④民間保育サービス施設経費 ⑤認定こども園経費 ⑥地域型保育経費 ⑦幼稚園教育振興補助経費	保育所及び幼稚園の利用者負担額の3歳以上児の無償化と保育所等の3歳未満児の利用者負担額の軽減に努めます。また、多子世帯の保育所等の利用者負担金の軽減、給食(副食)費の軽減により、就学前の子育てを支援します。	こども・若者 応援部 保育幼稚園 学童課



## ② 義務教育段階の就学支援の充実

関連事業名	事業内容	担当部署
就学援助事業	経済的な理由で、学用品費等の購入が困難な、小・中学校に就学する児童生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助します。※毎年度申請が必要（同居者全員の前々年または前年の所得により審査し、認定・否認定を決定）	教育委員会 総務課
小学校特別支援教育 就学奨励扶助事業 中学校特別支援教育 就学奨励扶助事業	特別支援学級に在籍する子ども、他校の通級指導教室へ通う子どもの就学のために必要な経費の一部を助成します。	教育委員会 教育支援課

## (3) 高等教育等の段階の経済的負担の軽減

## ① 高等学校進学・修学のための経済的負担の軽減

関連事業名	事業内容	担当部署
宇部市奨学金制度	高等学校に入学する市内在住の生徒で、在学する中学校長から推薦された、向学心に富み、有能な資質を持つ生徒に奨学金を給付する。	教育委員会 教育総務課

## ② 大学・専修学校等進学・修学に対する支援の充実

関連事業名	事業内容	担当部署
生活保護高校生アルバイト収入からの自立対象経費の控除	生活保護受給中の高校生が大学等進学や修学するための経費を容認します。	健康福祉部 生活支援課

## ③ ひとり親家庭の子どもの高等学校等への進学・修学に対する支援の充実

関連事業名	事業内容	担当部署
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭及び父子家庭が扶養している子どもの修学を支援するため、高等学校や大学、専修学校等で就学するために必要な経費（入学金、授業料等）について、無利子の貸付を行います。	こども・若者 応援部 子育て支援課

#### (4) 養育費確保への支援

##### ① 養育費確保のサポート事業

関連事業名	事業内容	担当部署
養育費確保サポート事業	弁護士・司法書士による法律相談、公正証書の作成等にかかる費用の助成や裁判所への付き添いを行います。	こども・若者 応援部 子育て支援課

##### ② 支援制度に関する啓発

関連事業名	事業内容	担当部署
養育費確保サポート事業	養育費の取り決めに関する手続きや相談窓口などの必要な情報について情報発信を行うとともに、養育費についての理解が広がるように啓発活動を行います。	こども・若者 応援部 子育て支援課

#### (5) 就労に関する相談窓口の充実

##### ① 保護者の就労支援

関連事業名	事業内容	担当部署
多様な働き方確保支援事業	「多様な働き方確保支援センター（JOBSTA）」に就労支援相談員を配置し、多様な相談者に対して、就労相談や職業紹介、各種セミナーを実施します。	商工水産部 成長産業創出課
ひとり親家庭等自立支援推進事業	ひとり親家庭が抱える様々な悩みをワンストップで相談できる総合相談窓口を設置し、母子・父子自立支援員が一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行う。	こども・若者 応援部 子育て支援課
就労支援事業	就労支援員とケースワーカーが連携し、就労のための専門的な支援を行います。	健康福祉部 生活支援課
生活困窮者就労準備支援事業【再掲】	支援プランに基づき、ハローワークと連携して就労支援を行います。職場見学、ボランティア活動への参加など、社会的な自立のための支援を行い、一般就労へ向けた準備を整えます。	健康福祉部 地域福祉・指導監査課

## (6) ひとり親に対する就労支援

## ① 資格取得への支援

関連事業名	事業内容	担当部署
自立支援教育訓練給付事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が、雇用保険の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座を受講し修了した場合に、その費用の一部を支給します。	こども・若者 応援部 子育て支援課
高等職業訓練促進給付事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な看護師や介護福祉士等の資格を取得するために養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修業期間終了後に修了支援給付金を支給します。	こども・若者 応援部 子育て支援課

## ② 学び直しの支援

関連事業名	事業内容	担当部署
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】	ひとり親家庭の親または子どもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給します。	こども・若者 応援部 子育て支援課

## (7) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

## ① 就労機会の確保

関連事業名	事業内容	担当部署
生活保護自立支援事業	自らの健康及び生活管理を行う意識の醸成を行い、社会参加能力の習得、就労に向けた自覚を喚起させ求職活動に向けた準備を支援します。	健康福祉部 生活支援課

## ② 生活困窮者の自立支援

関連事業名	事業内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援事業	生活と就労に関する支援員が包括的な相談支援を行い、個々の事情に応じた支援プランを作成し、プランに沿った支援を継続的にを行います。	健康福祉部 地域福祉・指導監査課

## ○ 困難を抱える子どもへの支援

### (1) 子どもの見守りによる孤立防止

#### ① 地域見守り活動

関連事業名	事業内容	担当部署
民生児童委員活動	すべての民生委員が児童委員であることの意識づけと、地域の子どもたちにとって身近な大人となるような関係づくりを進めていきます。	健康福祉部 地域福祉・指導監査課

#### ② その他の孤立防止活動

関連事業名	事業内容	担当部署
児童虐待防止対策	児童相談所など関係機関と連携し、児童虐待の通報・相談への対応を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
地域連携見守り活動	支援を必要とする家庭を早期に発見し対応するために、地域や関係機関と連携し相談援助等の見守りを行います。	健康福祉部 健康増進課

### (2) ヤングケアラーへの支援

#### ① ヤングケアラーについての周知・啓発

関連事業名	事業内容	担当部署
ヤングケアラー支援体制強化事業	本来、大人が担うとされている家事や家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーについて、市内での実態調査を行います。また、研修会を実施することにより、市民や地域活動団体等への周知啓発、支援体制の構築を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
ヤングケアラーについての周知・啓発	訪問型家庭教育支援員やスクールソーシャルワーカーに対し、研修参加等、積極的な知見の習得を促します。また、活動で得た情報は関係機関と情報共有し緊密な連携を行います。	教育委員会 教育支援課

## ② 民生委員・児童委員等への活動支援

関連事業名	事業内容	担当部署
ヤングケアラー支援体制強化事業【再掲】	本来、大人が担うとされている家事や家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーについて、市内での実態調査を行います。また、研修会を実施することにより、市民や地域活動団体等への周知啓発、支援体制の構築を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
民生児童委員活動【再掲】	研修会を実施し、地域の子どもたちにとって身近な相談相手となるよう、相談スキルの向上を目指します。	健康福祉部 地域福祉・指 導監査課
包括的・継続的マネジメント支援事業	ケアマネージャーを対象に開催する研修会等において、ヤングケアラーへの支援に関する理解促進を図ります。	健康福祉部 高齢者総合 支援課
ヤングケアラーについての周知・啓発【再掲】	訪問型家庭教育支援員やスクールソーシャルワーカーに対し、研修参加等、積極的な知見の習得を促します。また、活動で得た情報は関係機関と情報共有し緊密な連携を行います。	教育委員会 教育支援課

## ③ 教育・福祉・医療の連携

関連事業名	事業内容	担当部署
ヤングケアラー支援体制強化事業【再掲】	本来、大人が担うとされている家事や家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーについて、市内での実態調査を行います。また、研修会を実施することにより、市民や地域活動団体等への周知啓発、支援体制の構築を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
地域福祉総合相談センター運営事業	支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。また、情報を得たのち、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性を作っていきます。	健康福祉部 地域福祉・指 導監査課
ヤングケアラーについての周知・啓発【再掲】	訪問型家庭教育支援員やスクールソーシャルワーカーに対し、研修参加等、積極的な知見の習得を促します。また、活動で得た情報は関係機関と情報共有し緊密な連携を行います。	教育委員会 教育支援課

#### ④ 相談体制の整備

関連事業名	事業内容	担当部署
子育て世代包括支援センターUbe ハピ（母子窓口・訪問等）事業	「子育て世代包括支援センターUbe ハピ」で、専門職が相談に応じ、必要な支援を受けることができるよう、関係機関へつなぐようにします	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

### （３） 保護者の孤立防止

#### ① 相談支援活動

関連事業名	事業内容	担当部署
子育て世代包括支援センターUbe ハピ（母子窓口・訪問等）事業 母子保健推進員の活動 訪問による育児指導（親子によりそう育児支援事業）【再掲】	「子育て世代包括支援センターUbe ハピ」で、専門職が、妊娠届出時及び7か月時の面接を行い、適切な支援のための調整を行います。 また、切れ目ない支援のために、医療機関等関係機関と調整して、妊娠中から産後の支援を行います。 地域の赤ちゃん訪問員（母子保健推進員）が、赤ちゃん訪問を行い、育児に関するアドバイスを行います。 また、養育が必要な対象者には、専門職による育児指導を継続して行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

### （４） 地域で支える支援体制づくり

#### ① 地域人材の育成

関連事業名	事業内容	担当部署
子どもの貧困対策ネットワーク支援事業	子どもの貧困対策に関する取組について、市民に幅広く認知していただけるよう周知・開発を行います。また、研修会等を実施し、ネットワークづくりや支援方法の検討、支援者の育成を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
市民活動・地域活動支援事業	これまで市の直営で行っていた地域間交流事業、地域づくり相談事業や地域の人材育成について、中間支援組織が有する専門的な知識・スキルを生かした支援を実施します。	市民環境部 市民活動課

## ② 地域活動支援

関連事業名	事業内容	担当部署
子どもの貧困対策ネットワーク支援事業【再掲】	子どもの貧困対策に関する取組について、市民に幅広く認知していただけるよう周知・開発を行います。また、研修会等を実施し、ネットワークづくりや支援方法の検討、支援者の育成を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

## ③ 切れ目ない支援のための体制

関連事業名	事業内容	担当部署
子育て世代包括支援センターUbe ハピ（母子窓口・訪問等）事業 母子保健推進員の活動 訪問による育児指導（親子によりそう育児支援事業） 【再掲】	「子育て世代包括支援センターUbe ハピ」で、専門職が、妊娠届出時及び7か月時の面接を行い、適切な支援のための調整を行います。 また、切れ目ない支援のために、医療機関等関係機関と調整して、妊娠中から産後の支援を行います。 地域の赤ちゃん訪問員（母子保健推進員）が、赤ちゃん訪問を行い、育児に関するアドバイスを行います。 また、養育が必要な対象者には、専門職による育児指導を継続して行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

## (5) 相談体制の充実と関係機関の連携



## ① ワンストップ相談窓口としての「宇部市子育て世代包括支援センターUbe ハピ」の充実

関連事業名	事業内容	担当部署
子育て世代包括支援センターUbe ハピ（母子窓口・訪問等）事業	「子育て世代包括支援センターUbe ハピ」で、専門職が、妊娠届出時及び7か月時の面接を行い、適切な支援のための調整を行います。 また、切れ目ない支援のために、医療機関等関係機関と調整して、妊娠中から産後の支援を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
児童虐待防止対策【再掲】	児童相談所など関係機関と連携し、児童虐待の通報・相談への対応を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課

## ② 教育と医療・福祉の連携

関連事業名	事業内容	担当部署
乳幼児健康診査 【再掲】	生後 2 週間から幼児までの健康診査の実施を行い、費用の助成を行います。未受診者等支援が必要な人へは、医療機関と協力して支援を行います。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
宇部市こども支援ネットワーク協議会	宇部市こども支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）の開催、関係機関との連携により、健全な子どもの育成を支援します。	こども・若者 応援部 こども・若者 応援課
地域福祉総合相談センター運営事業 【再掲】	支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。また、情報を得たのち、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性を作っていきます。	健康福祉部 地域福祉・指導 監査課
子どもの健全育成事業	子どもの健全育成のため、関係機関と連携し問題の早期発見と対応を行います。	健康福祉部 健康増進課
ふれあい教室等不登校対策推進事業	スクールカウンセラー7名、スクールソーシャルワーカー4名を配置し、担当校制により、市内全公立小中学校をカバーし、児童生徒の抱える悩みや問題のある家庭環境の改善に努めます。	教育委員会 教育支援課

## 2 SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において全ての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>



目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 	<b>3. すべての人に健康と福祉を</b> 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
<b>4</b> 質の高い教育をみんなに 	<b>4. 質の高い教育をみんなに</b> 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割はに大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
<b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう 	<b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
<b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に 	<b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
<b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	<b>7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに</b> 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
<b>8</b> 働きがいも経済成長も 	<b>8. 働きがいも経済成長も</b> 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
<b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう 	<b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう 	<b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	<b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で、安全な、レジリエント（強じんさ、回復力）で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。 都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>12. つくる責任つかう責任</b> 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。を推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p><b>13</b> 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p><b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p><b>14</b> 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p><b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p><b>15</b> 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p><b>15. 陸の豊かさも守ろう</b> 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国は周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p><b>16</b> 平和と公正を すべての人に</p> 	<p><b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p><b>17</b> パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p><b>17. パートナーシップで目標を達成しよう</b> 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

### 3 関連事業とSDGsとの関連表

基本目標1 子どもが社会で「生きる力」を身につける学びづくり

基本目標2 子どもが安心できる居場所づくり

○ 教育の支援・子どもの居場所づくり

基本施策（大）	基本施策（中）	関連事業	SDGs
すべての子どもへの学力保障と自立する力の育成	学校教育による学力保障	学力向上推進事業 ふるさと学習副読本作成事業	4
	一人ひとりの課題に応じた学習の支援	GIGA スクール構想推進事業	4
		特別支援教育推進事業 ふれあい教室等不登校対策推進事業 いじめ対策推進事業	4,17
		地域連携・協働による授業・補充学習の支援充実	学校教育活動支援ボランティア推進事業
学習機会の創出	生活困難世帯等の子どもの学習支援	就学生活支援事業	1,4
		子どもの学習支援事業	1,4
特に配慮を必要とする子どもへの支援	学校・家庭訪問相談	訪問型家庭教育支援事業	1,2,3,4,17
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実	ふれあい教室等不登校対策推進事業	4,17
	障害のある子どもへの支援	ユニバーサルデザイン教育推進事業	4,10
	外国にルーツをもつ子どもへの支援	日本語指導による授業支援	4,10
子どもの居場所づくり・地域における学習支援	生活困窮世帯の子どもへの居場所づくりに関する支援	地域での子育て支援	11,17
		指導監査事業	1,3
	民間の子ども食堂等の取組支援	子ども食堂等開設・運営支援	1,3,4,17
	若者の居場所づくり	若者の居場所事業	3,4

### 基本目標3 子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり

#### ○ 生活の安定に資するための支援

基本施策（大）	基本施策（中）	関連事業	SDGs
妊娠期からのきめ細やかな支援	妊娠期からの切れ目ない支援	子育て世代包括支援センター Ubeハピ（母子窓口・訪問等） 事業 母子保健推進員の活動 訪問による育児指導（親子によりそう育児支援事業）	1,3,4,17
	妊産婦健康診査・妊婦歯周病検診	妊産婦健康診査	3
		がん患者に優しいまちづくり推進事業	3,11
	産後ケア事業	産後ケア・産後サポート事業 多胎児育児支援事業	1,3,4,17
	子育てサークルの実施と保育園における子育て支援センター機能の充実	子育て支援拠点事業	1,3,5,17
保護者の生活支援	保護者の自立支援	ひとり親家庭等自立支援推進事業	1,3
		①公立保育園管理経費 ②公立保育園運営経費 ③私立運営費補助金 ④特別保育推進経費 ⑤公立保育園施設整備事業費 ⑥私立保育園施設整備事業費 ⑦民間保育サービス施設経費 ⑧私立保育園保育実施経費 ⑨学童保育推進経費 ⑩認定こども園経費 ⑪地域型保育経費	3,8
	保護者の相談援助	3	
	保育環境の充実	①待機児童対策推進経費 ②公立保育園施設整備事業費 ③私立保育園施設整備事業費 ④学童保育推進経費	3,8

基本施策（大）	基本施策（中）	関連事業	SDGs
	保護者の育児負担の軽減	病児・病後児保育事業	1,3,5,17
		ファミリー・サポート・センター事業	1,3,5,17
		子育て短期支援事業	1,3
		特別保育推進経費	3,8
	母子生活支援施設等の活用	母子生活支援施設等の入所調整	1,3
	住宅支援	生活困窮世帯への市営住宅優先入居	1,11
子どもの生活支援	食育の推進に関する支援	離乳食教室	3,4
		①公立保育園運営経費 ②私立保育園運営経費 ③私立幼稚園事業補助経費	3
		食育啓発事業	1,2,3,12
		子どもの食事や良好な栄養状態の確保	就学援助事業 教育扶助の支給
	小児医療の充実	医療機関と連携した相談体制	3,11
	子どもの生活や健康への支援	乳幼児医療費助成事業	3
		子ども医療費助成事業	3
		ひとり親家庭医療費助成事業	1,3
		乳幼児健康診査 自立支援医療（育成医療）	3 3
	子どもの社会的自立への支援	ひとり親家庭で困難を抱える子どもに対する社会的自立支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
保護者の援助を受けられない子どもや高校中退者への社会的自立支援		若者の居場所事業【再掲】	3,4
		就学生活支援事業 就労支援事業	1,4
子どもの生活を支える家庭の生活基盤づくり	家計改善支援事業	生活困窮者家計改善支援事業	1
	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業【再掲】	1,3

○ 保護者に対する経済的支援及び職業生活の安定と向上のための就労支援

基本施策（大）	基本施策（中）	関連事業	SDGs
子どもたちの健全な育成に係る経済的支援	子育て世帯への経済支援	児童手当	3
		乳幼児医療費助成事業	3
		子ども医療費助成事業	3
	ひとり親世帯への経済支援	児童扶養手当	1,3
		ひとり親家庭医療費助成事業	1,3
保育・幼児教育・義務教育に係る経済的負担の軽減	就学前段階の支援の充実	①公立保育園運営経費	3
		②私立保育園運営経費	
		③私立保育園保育実施経費	
		④民間保育サービス施設経費	
⑤認定こども園経費			
⑥地域型保育経費			
⑦幼稚園教育振興補助経費			
義務教育段階の就学支援の充実	就学援助事業	1,4	
	小学校特別支援教育就学奨励扶助事業	1,4	
	中学校特別支援教育就学奨励扶助事業		
高等教育等の段階の経済的負担の軽減	高等学校進学・修学のための経済的負担の軽減	宇部市奨学金制度	1,4
	大学・専修学校等進学・修学に対する支援の充実	生活保護高校生アルバイト収入からの自立対象経費の控除	1,4
	ひとり親家庭の子どもの高等学校等への進学・修学に対する支援の充実	母子父子寡婦福祉資金	1,3
養育費確保への支援	養育費確保のサポート事業	養育費確保サポート事業	1,3
	支援制度に関する啓発	養育費確保サポート事業	1,3
就労に関する相談窓口の充実	保護者の就労支援	多様な働き方確保支援事業	8
		ひとり親家庭等自立支援推進事業	1,3
		就労支援事業	1
		生活困窮者就労準備支援事業【再掲】	1

基本施策（大）	基本施策（中）	関連事業	SDGs
ひとり親に対する就労支援	資格取得への支援	自立支援教育訓練給付事業	1,3
		高等職業訓練促進給付事業	1,3
	学び直しの支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】	1,3
ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	就労機会の確保	生活保護自立支援事業	1
	生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立相談支援事業	1,3

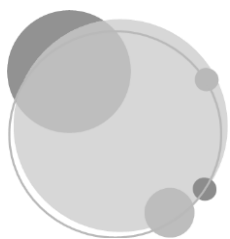
#### 基本目標4 支援が必要な子どもをつなぐ仕組みづくり

##### ○ 困難を抱える子どもへの支援

基本施策（大）	基本施策（中）	関連事業	SDGs
子どもたちの見守りによる孤立防止	地域見守り活動	民生児童委員活動	3
	その他の孤立防止活動	児童虐待防止対策	1,3
		地域連携見守り活動	3,11
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーについての周知・啓発	ヤングケアラー支援体制強化事業	3,4,5,16,17
		ヤングケアラーについての周知・啓発	1,2,3,4,17
	民生委員・児童委員等への活動支援	ヤングケアラー支援体制強化事業【再掲】	3,4,5,16,17
		民生児童委員活動【再掲】	3
		包括的・継続的マネジメント支援事業	3,17
		ヤングケアラーについての周知・啓発【再掲】	1,2,3,4,17
	教育・福祉・医療の連携	ヤングケアラー支援体制強化事業【再掲】	3,4,5,16,17
		地域福祉総合相談センター運営事業	3
		ヤングケアラーについての周知・啓発【再掲】	1,2,3,4,17
	相談体制の整備	子育て世代包括支援センターUbeハピ（母子窓口・訪問等）事業	1,3,4,17

基本施策（大）	基本施策（中）	関連事業	SDGs
保護者の孤立防止	相談支援活動	子育て世代包括支援センター Ubeハピ（母子窓口・訪問等） 事業 母子保健推進員の活動 訪問による育児指導（親子により そう育児支援事業）【再掲】	1,3,4,17
地域で支える支援体制づくり	地域人材の育成	子どもの貧困対策ネットワーク支援事業	1,3,4,17
		市民活動・地域活動支援事業	11,17
	地域活動支援	子どもの貧困対策ネットワーク支援事業【再掲】	1,3,4,17
	切れ目ない支援のための体制	子育て世代包括支援センターUbeハピ（母子窓口・訪問等）事業 母子保健推進員の活動 訪問による育児指導（親子により そう育児支援事業）【再掲】	1,3,4,17
相談体制の充実と関係機関の連携	ワンストップ相談窓口としての「宇部市子育て世代包括支援センターUbeハピ」の充実	子育て世代包括支援センターUbeハピ（母子窓口・訪問等）事業	1,3,4,17
		児童虐待防止対策【再掲】	1,3
	教育と医療・福祉の連携	乳幼児健康診査【再掲】	3
		宇部市こども支援ネットワーク協議会	1,3
		地域福祉総合相談センター運営事業【再掲】	3
		子どもの健全育成事業	3,11
ふれあい教室等不登校対策推進事業	4,17		





## 資料編

### 1 策定経過

日付	名称	内容
令和3年6月24日	令和3年度第1回宇部市子ども・子育て審議会	(1)「子育てプラン・うべ(第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画)」の進捗状況について (2)「宇部市保育実施計画」の改定について (3)「第2期宇部市子どもの貧困対策推進計画」の策定について
令和4年1月7日 ～1月31日	パブリックコメントの実施	・「第2期宇部市子どもの貧困対策推進計画(素案)」について意見募集
令和4年2月10日	令和3年度第2回宇部市子ども・子育て審議会	(1)子ども医療費助成制度について (2)第2期宇部市保育実施計画(案)について (3)第2期宇部市子どもの貧困対策推進計画(案)について

## 2 宇部市こども支援ネットワーク協議会子どもの貧困対策検討部会設置規程

宇部市こども支援ネットワーク協議会子どもの貧困対策検討部会設置規程

(設置)

第1条 宇部市こども支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、協議会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、代表者会議に子どもの貧困対策検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 部会は、市が実施する子どもの貧困対策事業の取組みを情報共有し、専門的分野から調査検討や知識の提供等を行うとともに、子どもの居場所から発信される困難な状態が想定される子どもに対して、既存ネットワーク等を活用して必要な支援に繋げることを目的とする。

(部会員)

第3条 部会員は、協議会設置要綱第3条第2項別表に掲げる関係機関のうち次に掲げる区分の関係機関の代表者とする。

- (1) 児童福祉関係
- (2) 保健医療関係
- (3) 教育関係

2 部会員の任期は2年とする。但し、本規程の施行後初めての部会員の任期は、協議会代表者会議の委員の任期と同じとする。

3 部会には、部会員以外のオブザーバーを置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長をおく。

- 2 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 3 副部会長は、部会員の中から部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総括し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(業務)

第5条 部会は次の業務を行う。

- (1) 市の計画の推進に関すること
- (2) 市内の取組の促進に関すること

- (3) 子どもへの必要な支援に関する情報交換や発信に関すること
- (4) その他子どもの貧困対策に関すること

(守秘義務)

第6条 部会の職務に関し知り得た個人情報漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 部会の事務局を宇部市こども・若者応援課に置く。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 3

## 宇部市こども支援ネットワーク協議会委員名簿（貧困部会）

氏名	所属	備考
村田 正恵	宇部市保育連盟 小羽山保育園 保育士	
西村 由美子	宇部市民生児童委員協議会	
清水 英隆	山口県宇部児童相談所 所長	
川上 初美	宇部市医師会 かわかみ整形外科・小児科クリニック	
金子 法子	宇部市医師会 針間産婦人科	
岸下 明子	宇部市母子保健推進協議会 副会長	
倉重 圭亮	宇部市教育委員会 教育支援課 指導主事	
阿部 好恵	宇部市私立幼稚園連合会 原中央幼稚園園長	
沖中 直樹	宇部市小学校長会 西宇部小学校校長	
岡村 一利	宇部市中学校長会 楠中学校長	

---

## 第 2 期宇部市子どもの貧困対策推進計画

すべての子どもと親の幸せを守る

～あきらめない 子どもの貧困～

発行年月：令和 4 年（2022 年）3 月

発 行：宇部市 こども・若者応援課

〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目 4 番 25 号

TEL：0836-34-8447 FAX：0836-21-6020

---

